デジタル原則を踏まえた
アナログ規制の見直しに係る
工程表のフォローアップ

（令和５年度９月見直し期限）

2023 年11月17日

デジタル庁

令和 4 年 12 月 21 日に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の、7 項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」)、「FD 等の記録媒体を指定する規制」及び「その他工程表（経済界要望等)」について、点検対象条項に係る規制見直しのフォローアップを行うもの。

・　７項目のアナログ規制

・　FD 等の記録媒体を指定する規制

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phase が②又は③の条件に、当てはまるものとなっているか否	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	9	警備業務要綱	警察庁	第36条第1項第24号	事前の届出	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、警備警備の強化に関する通達を発出し、情報収集の徹底化を計画する旨を明示した。			
別表１	20	船舶安所管に関する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	総務省	第5条第1項第10号	貸付条件	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月26日、「事務連絡」の発出により、現地に赴くことなく、対象財産の状況等をオンライン会議システム等のデジタル技術を活用する方法で行う事ができるとしたことを明示した。			
別表１	61	労働力調査規則	総務省	第8条第3項	統計調査員	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定1	省令改正	完了済み	令和５年３月、「実地検査」について「実地」という問題の解釈を取りやめ、実地以外の方法も対応が可能となるよう労働力調査規則を改正し、その旨を官報に掲載した。			
別表１	62	労働力調査規則	総務省	第14条	実地検査	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定1	省令改正	完了済み	令和５年３月、「実地検査」について「実地」という問題の解釈を取りやめ、実地以外の方法も対応が可能となるよう労働力調査規則を改正し、その旨を官報に掲載した。			
別表１	73	財務省所管に関する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	財務省	第5条第1項第13号	貸付条件	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地調査の適用におけるデジタル技術の活用について」（令和５年６月12日付事務連絡）の発出により、実地調査を行うに当たっては、デジタル技術を活用することは差し支えない旨を明らかにすることを周知した。			
別表１	1271	近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令	国土交通省	第5条第4号ハ	届出を要しない近郊緑地保全区域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為	届出規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	閣議決定3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を明示した。			
別表１	1272	景観法	国土交通省	第17条第4項	変更命令等	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査をする必要がある場合には、届出をした者に対して必要な処分等ができる期間を延長することができるところ、令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を周知した。			
別表１	1273	景観法施行令	国土交通省	第8条第3号ホ	届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査の支障となる木竹の伐採は届出不要である旨規定しているところ、令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を周知した。			
別表１	1274	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令	国土交通省	第3条第4号ハ	法第七条第一項ただし書の政令で定める行為	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査の支障となる木竹の伐採は届出不要である旨規定しているところ、令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を周知した。			
別表１	1283	国土利用計画法	国土交通省	第24条第3項	土地の利用目的に関する勧告	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「国土利用計画法に係る立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国土企第71号）の発出により、立入検査等においても通知による情報収集が可能である旨を周知した。			
別表１	1284	指定自動車整備事業規則	国土交通省	別表第2(第8条関係)1-イ	検査の基準	届出規制	1-②	3	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	1285	指定自動車整備事業規則	国土交通省	別表第2(第8条関係)1-ロ	検査の基準	届出規制	1-②	3	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	1286	指定自動車整備事業規則	国土交通省	別表第2(第8条関係)2	検査の基準	届出規制	1-②	3	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	1287	指定自動車整備事業規則	国土交通省	別表第2(第8条関係)3	検査の基準	届出規制	1-②	3	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	1288	指定自動車整備事業規則	国土交通省	別表第2(第8条関係)4	検査の基準	届出規制	1-②	3	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	1290	首都圏近郊緑地保全法施行令	国土交通省	第2条第4号ハ	届出を要しない保全区域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為	届出規制	1-①	2	要	令和５年度10月～３月	閣議決定3	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を明示した。			
別表１	1302	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令	文部科学省 国土交通省	第13条第5号ホ	歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査の支障となる木竹の伐採は届出不要である旨規定しているところ、令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を明示した。			
別表１	1311	都市緑地法	国土交通省	第8条第4項	緑地保全地域における行為の届出等	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査を支障となる必要がある場合には、届出をした者に対して必要な処分等ができる期間を延長することができるところ、令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を周知した。			
別表１	1314	都市緑地法施行令	国土交通省	第4条第4号ハ	届出を要しない緑地保全地域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査の支障となる木竹の伐採は届出不要である旨規定しているところ、令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を周知した。			
別表１	1315	都市緑地法施行令	国土交通省	第6条第3号ハ	許可等を要しない特別緑地保全地区における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査の支障となる木竹の伐採は届出不要である旨規定しているところ、令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を周知した。			
別表１	1316	土地収用法	国土交通省	第63条第4項	意見を述べる権利等	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「土地収用法に係る立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年９月29日付国不収第142号）の発出により、立入検査等においても通知による情報収集が可能である旨を周知した。			
別表１	1317	土地収用法	国土交通省	第65条第3項	審理又は調査のための権限等	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「土地収用法に係る立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年９月29日付国不収第142号）の発出により、立入検査等においても通知による情報収集が可能である旨を周知した。			
別表１	1319	道路運送車両法	国土交通省	第47条の2第1項	日常点検整備	届出規制	1-②	3	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	1337	廃棄物貯留施設特別措置法	環境省	第30条第4項	廃棄物保護地区内における行為の届出等	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物貯留施設特別措置法の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和５年11月２日付環大水発2311021号）の発出により、立入検査においてドローンなど具体のデジタル技術活用を推奨する旨を明示した。			
別表１	1345	石綿による健康被害の救済に関する法律	環境省	第55条第1項	診断医療機関等に対する報告の徴収等	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（医療給付の支給等関係）について」の一部改正について（通知）」（令和５年９月11日付環保企発第2309111号）の発出により、報告の徴収等の実施においてオンライン会議システムの技術等を活用したオンライン方式を用することを許容する旨を明示した。			
別表１	1602	海岸法施行規則	農林水産省 国土交通省	第5条の8第1項第2号	維持又は修繕に関する技術的基準等	届出規制	2	3	要	令和６年度４月～６月	閣議決定9	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた海岸関係法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和５年９月29日付５農振第7119号・５水漁第1600号・国水海第34号・国海海第161号）の発出により、海岸保全施設の巡視については、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1608	工場立地法	経済産業省 環境省	第2条第2項	工場立地に関する調査	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年10月３日、当省ホームページ（URL：下記）において、「工場立地法（昭和34年法律第24号）第２条第２項及び第４項に規定する実地の調査について（令和５年10月）」の掲載により、実地の調査を実施する場合におけるデジタル技術の使用が可能である旨を明確化した。また、令和５年10月５日、事務連絡「令和５年度工場適地調査について」の発出において、同法第２条第２項の実地の調査を実施する場合におけるデジタル技術の使用が可能である旨を明確化した。 URL： https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujouritiho/anarogukiseiminaoshi.pdf			
別表１	1609	工場立地法	経済産業省 環境省	第2条第4項	工場立地に関する調査	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年10月３日、当省ホームページ（URL：下記）において、「工場立地法（昭和34年法律第24号）第２条第２項及び第４項に規定する実地の調査について（令和５年10月）」の掲載により、実地の調査を実施する場合におけるデジタル技術の使用が可能である旨を明確化した。 URL： https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujouritiho/anarogukiseiminaoshi.pdf			
別表１	1611	石油コンビナート等災害防止法	総務省 経済産業省	第8条第6項	新設等の計画に係る指示	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「石油コンビナートレイアウト規制関係事務処理要領」の改訂により、実地の調査を行う場合において特定会議システム等を活用したオンライン調査を行うことも可能とした。			
別表２	17	文化財保護法	文部科学省	第191条第2項	文化財保護指導委員	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年10月、文化庁による自治体や文化財の保存修理事業者等向けの説明会である令和５年度文化財遺物保存修理関係者等連絡協議会において、文化財保護指導委員の業務におけるデジタル技術の活用について文書により周知を実施。			
別表２	25	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	厚生労働省	第16条第1項	報告の請求及び検査	届出規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	閣議決定2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	指定医療機関の設備内容及び診療種類の請求の書面等を行う場合、指定医療機関の管理者に対して、管理者からの同意を得た上で実地に診療録その他の帳簿書類の検査を可能としている。これに加え、電子媒体での報告の請求及び検査についても可能である旨、令和５年10月12日付けで事務連絡を発出した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要所 見直し「可」かつ、現在Phaseが2または3の条件に、当てはまるものにもデジタル化対応性が確保できていると見解記述	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表2	55	国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	国土交通省	第4条第1項第12号	貸付条件	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～６月	四半期８	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令について、令和５年９月に事務連絡を発出し、オンライン上での相談等、デジタル技術が活用できる旨周知した。			
別表2	56	水防法	国土交通省	第9条	河川等の巡視	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「水防計画作成の手引き」の改訂作業が全体として遅れていたため。	令和６年３月	「水防計画作成の手引き」の内容は多岐にわたっており、関係者も多く、その調整等に時間を要していたため。
別表2	59	道路法施行規則	国土交通省	第4条の5の5	占用物件の維持管理に関する基準	口頭規制	1-①	3	要	令和５年度10月～３月	四半期３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「（目視、定期検査・点検、書類閲示及び法助閲覧・縦覧）におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道交第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路占用者が行う占用物件の巡視については、デジタル技術を活用した方法により実施し、人が現地に赴かなければ判断が難しい限定的な場合に限って実地調査を実施する旨を通知した。			
新規	23	警備実施要則	警察庁	第41条第2号	事前の措置	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「SNS情報検索サービスの利用開始について」（令和５年４月４日付け事務連絡）を発出し、大規模災害をはじめとする警告事態において、ＳＮＳ情報検索サービスの積極的活用を指示し、実地調査の適隔化等を推進した。			
新規	24	警備実施要則	警察庁	第45条第2号	事前の措置	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		現在、警備実施要則第45条第２号に規定する「実地調査」を含め、警備情勢の変化を踏まえ、雑踏警備に関する通達の内容全体を見直すこととなっており、やむを得ず当初の想定よりも検討時間を要しているため。	令和６年12月	年内には雑踏警備に関する通達を発出予定であるため。
新規	47	被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則	警察庁	第12条第1項	指導等	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「令和５年度における実地点検及び指導の基本方針等について」（令和５年４月３日付け事務連絡）を発出し、実地点検においてデジタル技術を活用した点検を妨げるものではないことを明示した。			
新規	207	デジタル庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関するデジタル庁令	デジタル庁	第4条第1項第12号	貸付条件	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地調査の適隔におけるデジタル技術の活用について」（令和５年９月22日付け事務連絡）の発出により、実地調査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	226	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	法務省	第21条第1項	報告の徴求及び立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期一法務省３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第21条第１項に規定する「報告」について（通知）」（令和５年９月４日付け事務連絡）の発出により、報告徴求においてデジタル技術を活用することが可能である旨を明示した。			
新規	308	介護保険法	厚生労働省	第118条の3第1項	立入検査等	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日に「健康保険法第150条の７等の解釈について」（厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知の通知）において、「この報告徴収については、（掲）電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して、必要な報告や帳簿書類の提出・提示を求め、又は質問すること書類の提出・提示を求め、又は質問することも可能」と示した。			
新規	386	児童福祉法	こども家庭庁	第34条の8の3第1項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム上等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	409	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	厚生労働省	第16条第1項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日付けで、JEEDにおいて「求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項」の「８　機構支部等による実地状況の確認」を改正し、10月１日よりオンラインによる実地状況確認を可能にした。			
新規	533	飼料安全法	農林水産省	第9条第1項	立入調査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、畜産局飼料課長通知「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け畜産第1463号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	534	飼料安全法	農林水産省	第9条第2項	立入調査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、畜産局飼料課長通知「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け畜産第1463号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	558	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第9条第5項第3号ロ	市場への出荷の管理	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	省令改正	完了済み	令和５年９月、実地の方式に限らずオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査も可能となるよう省令第９条を改正し、その旨を官報に掲載した。			
新規	559	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第10条第2項第2号	適正な製造管理及び品質管理の確保	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	省令改正	完了済み	令和５年９月、実地の方式に限らずオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査も可能となるよう省令第10条を改正し、その旨を官報に掲載した。			
新規	560	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第10条第3項第1号	適正な製造管理及び品質管理の確保	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	省令改正	完了済み	令和５年９月、実地の方式に限らずオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査も可能となるよう省令第10条を改正し、その旨を官報に掲載した。			
新規	561	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第11条第1項第5号	品質等に関する情報及び品質不良等の処理	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	省令改正	完了済み	令和５年９月、実地の方式に限らずオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査も可能となるよう省令第11条を改正し、その旨を官報に掲載した。			
新規	562	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第9条第5項第3号ロ	市場への出荷の管理	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	省令改正	完了済み	令和５年９月、実地の方式に限らずオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査も可能となるよう省令第９条を改正し、その旨を官報に掲載した。			
新規	563	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第10条第2項第2号	適正な製造管理及び品質管理の確保	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	省令改正	完了済み	令和５年９月、実地の方式に限らずオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査も可能となるよう省令第10条を改正し、その旨を官報に掲載した。			
新規	564	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第10条第3項第1号	適正な製造管理及び品質管理の確保	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	省令改正	完了済み	令和５年９月、実地の方式に限らずオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査も可能となるよう省令第10条を改正し、その旨を官報に掲載した。			
新規	565	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第11条第1項第5号	品質等に関する情報及び品質不良等の処理	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	省令改正	完了済み	令和５年９月、実地の方式に限らずオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査も可能となるよう省令第11条を改正し、その旨を官報に掲載した。			
新規	586	牧野法	農林水産省	第6条第1項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、畜産局飼料課長通知「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け畜産第1463号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	587	牧野法	農林水産省	第6条第3項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、畜産局飼料課長通知「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け畜産第1463号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	588	牧野法	農林水産省	第12条第1項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、畜産局飼料課長通知「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け畜産第1463号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	589	牧野法	農林水産省	第12条第2項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、畜産局飼料課長通知「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け畜産第1463号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	709	タクシー業務適正化特別措置法施行規則	国土交通省	第51条第1項	国土交通大臣による一般乗用旅客自動車運送事業経営者等の立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「タクシー業務適正化特別措置法におけるアナログ規制の見直しについて」の発出により、報告徴収について、デジタル技術の活用が可能である旨明示した。			
新規	716	屋外広告物法	国土交通省	第23条第1項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	717	屋外広告物法	国土交通省	第23条第2項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、デジタル技術を活用した方法により立入検査を行う際には、オンライン会議システムの画面越しに、関係者に対して職員証を提示するなどの対応を求める旨を周知した。			
新規	754	車線法	国土交通省	第17条第7項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	755	車線法	国土交通省	第17条第8項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、デジタル技術を活用した方法により立入検査を行う際には、オンライン会議システムの画面越しに、関係者に対して職員証を提示するなどの対応を求める旨を周知した。			
新規	756	車線法	国土交通省	第71条第1項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	757	車線法	国土交通省	第71条第2項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、デジタル技術を活用した方法により立入検査を行う際には、オンライン会議システムの画面越しに、関係者に対して職員証を提示するなどの対応を求める旨を周知した。			
新規	794	港湾法	国土交通省	第56条の5第1項	報告の徴収等	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和５年９月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「立入検査」について、その目的を達成することができる範囲において、高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー、オンライン会議システムその他のデジタル技術を活用した方法により行うことも可能である旨を明示した。			
新規	797	航路標識法	国土交通省	第23条第2項	書類・物件の検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「航路標識法第23条第２項及び同法施行規則第28条の規定に基づく対応について」の発出により、立入検査においてオンラインによりリモート方式等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	806	国土利用計画法	国土交通省	第41条第1項	立入検査等	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「国土利用計画法に係る立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第71号）の発出により、立入検査等において適隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	807	国土利用計画法	国土交通省	第41条第2項	立入検査等	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「国土利用計画法に係る立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第71号）の発出により、立入検査等において適隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	811	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	国土交通省	第21条第2項	報告及び立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第２項に規定する「報告」について」の発出により、報告徴収について、デジタル技術の活用が可能である旨明示した。			
新規	812	自動車損害賠償保障法	国土交通省	第23条の2第1項	国土交通省職員による保険会社への報告の徴収及び立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	四半期２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「自動車損害賠償保障法におけるアナログ規制の見直しについて」（令和５年９月28日付国官参自保第269号）及び「自動車損害賠償保障法におけるアナログ規制の見直しについて」（令和５年９月28日付国官参自保第270号）の発出により、報告徴収においてウェブ会議等のデジタル技術を活用した方法による実施を許容する旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要所 見直し「可」かつ、現在Phaseが②又は③の条件に、当てはまるものとなっているか否かを判断できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	814	自動車損害賠償保障法	国土交通省	第82条の2第1項	国土交通省職員による保険会社又は組合への報告の徴収及び立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「自動車損害賠償保障法におけるアナログ規制の見直しについて」（令和５年９月28日付国官参自保第269号）及び「自動車損害賠償保障法におけるアナログ規制の見直しについて」（令和５年９月28日付国官参自保第270号）の発出により、報告徴収においてウェブ会議等のデジタル技術を活用した方法による実施を許容する旨を明示した。			
新規	821	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	国土交通省	第6条	立入検査等	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第70号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	822	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	国土交通省	第8条第1項	立入検査等	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第70号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	823	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	国土交通省	第8条第3項	立入検査等	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第70号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	824	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	国土交通省	第13条第5項	収用委員会の立入調査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第70号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	825	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	国土交通省	第13条第6項	収用委員会の立入調査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第70号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	826	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	国土交通省	第26条第1項	第三章第一節第二款（裁定による特定所有者不明土地の使用）の規定の施行のための立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第70号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	827	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	国土交通省	第26条第2項	第三章第一節第二款（裁定による特定所有者不明土地の使用）の規定の施行のための立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第70号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	828	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	国土交通省	第32条第5項	収用委員会の立入調査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第70号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	829	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	国土交通省	第32条第6項	収用委員会の立入調査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第70号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	830	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	国土交通省	第36条第1項	第三章第二節第一款（収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例）の規定の施行のための立入調査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第70号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	831	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	国土交通省	第36条第2項	第三章第二節第一款（収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例）の規定の施行のための立入調査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る立入調査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年10月13日付国不土第70号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	840	生産緑地法	国土交通省	第17条第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国総広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	876	宅地造成等規制法	国土交通省	第4条第1項	測量又は調査のための土地の立入り	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		今般、宅地造成等規制法が全面的に改正され、新たに「宅地造成及び特定盛土等規制法」（農林水産省・国土交通省所管）として本年５月26日に施行された。本条項も改正されたところ（法第５条第１項）。口規規制の義務対象となる都道府県・指定都市・中核市の動向を踏まえ、かつ関管省庁との所管の調整を経て、新たな見直しに時間を要するため。	令和６年６月	「宅地造成及び特定盛土等規制法」施行を受けて、都道府県・指定都市・中核市においても基礎調査や区域指定など制度改正が予定されており、これらの動向を踏まえて新たな見直しを行うためには、法施行から概ね１年程度を要し、見直し完了時期を「令和６年６月」とする必要があるため。
新規	877	宅地造成等規制法	国土交通省	第18条第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		今般、宅地造成等規制法が全面的に改正され、新たに「宅地造成及び特定盛土等規制法」（農林水産省・国土交通省所管）として本年５月26日に施行された。本条項も改正されたところ（法第24条第１項）。口規規制の義務対象となる都道府県・指定都市・中核市の動向を踏まえ、かつ関管省庁との所管の調整を経て、新たな見直しに時間を要するため。	令和６年６月	「宅地造成及び特定盛土等規制法」施行を受けて、都道府県・指定都市・中核市においても基礎調査や区域指定など制度改正が予定されており、これらの動向を踏まえて新たな見直しを行うためには、法施行から概ね１年程度を要し、見直し完了時期を「令和６年６月」とする必要があるため。
新規	893	都市緑地法	国土交通省	第11条第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国総広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	894	都市緑地法	国土交通省	第38条第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国総広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	903	土地収用法	国土交通省	第11条第1項	事業の準備のための立入権	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「土地収用法に係る立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年９月29日付国不収第142号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	904	土地収用法	国土交通省	第35条第1項	土地物件調査権	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「土地収用法に係る立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年９月29日付国不収第142号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	905	土地収用法	国土交通省	第65条第1項第3号	審理又は調査のための権限等	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「土地収用法に係る立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年９月29日付国不収第142号）の発出により、立入検査等においても遠隔による情報収集が可能である旨を周知した。			
新規	912	道路法	国土交通省	第72条の2第1項	道路管理者による占用物件の維持管理義務に係る立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	四－共通 7	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「目視、定期検査・点検、書面縦示及び閲覧等・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道交第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う立入検査については、デジタル技術を活用した方法により実施し、人が現地に赴かなければ判断が難しい限定的な場合に限って実地調査を実施する旨を通知した。			
新規	913	道路法	国土交通省	第72条の2第2項	道路管理者による限度超過車両の通行に関する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	四－共通 7	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「目視、定期検査・点検、書面縦示及び閲覧等・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道交第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う立入検査については、デジタル技術を活用した方法により実施し、人が現地に赴かなければ判断が難しい限定的な場合に限って実地調査を実施する旨を通知した。			
新規	928	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び同意の促進のための伝面棚の保全及び低点施設の整備等に関する法律	国土交通省	第12条第1項	特定離島港湾区域内において水域の占用等許可を受けた者に対する事務所等への立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、事務連絡「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知） （排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための伝面棚の保全及び低点施設の整備等に関する法律関係）」 （令和５年９月29日付）を発出し、この規定に基づく「立入検査」について、その目的を達成することができる範囲において、高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー、オンライン会議システムその他のデジタル技術を活用した方法により行うことも可能である旨を明示した。			
新規	1073	自動車損害賠償保障法	金融庁 国土交通省	第23条の19第1項	国土交通省職員及び金融庁職員による指定紛争処理機関への報告の徴収及び立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	【閣文省】令和５年９月、「自動車損害賠償保障法におけるアナログ規制の見直しについて」（令和５年９月28日付国官参自保第269号）及び「自動車損害賠償保障法におけるアナログ規制 の見直しについて」（令和５年９月28日付国官参自保第270号）の発出により、報告徴収においてウェブ会議等のデジタル技術を活用した方法による実施を許容する旨を明示した。 【金融庁】令和５年３月、金融庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁教育の委託を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-suin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）： https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-suin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	1140	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	第30条第1項	報告及び立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		容器包装リサイクル法第30条第１項の規定に基づく報告及び立入検査について、報告徴収項目のうちデジタル技術を活用して徴収することができる項目の選定、立入検査のうち指定法人の事務所で確認すべき内容とオンラインで確認が可能な内容の整理に時間を要しているため。	令和５年11月	左記の報告徴収に係る項目の選定及び立入検査に係る内容の整理を速やかに実施し、関係者と調整の上で可能な限り早期に見直しを行う。
新規	1163	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第86条の3第1項	対象譲渡権保有届出書の提出者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html https://www.maff.go.jp/j/kensabu/chosei/160912.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1164	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第86条の3第2項	対象譲渡権保有届出書の提出者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの	口規規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	四－共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html https://www.maff.go.jp/j/kensabu/chosei/160912.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「要」かつ、現在Phaseが②又は③の場合は、直し生要さずとも、デジタル化対応性が確保できていると主張要求	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	1165	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第96条の21第1項	株式会社商品取引所の主要株主に対して報告徴収及び立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1166	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第96条の30第1項	対象損害賠償有届出書の提出者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1167	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第96条の33第1項	商品取引所持株会社の主要株主に対して報告徴収及び立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1168	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第96条の39第1項	商品取引所持株会社若しくはその子会社に対して報告徴収及び立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1169	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第157条第1項	商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対して報告徴取及び立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1170	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第157条第2項	商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対して報告徴取及び立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1171	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第157条第3項	商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対して報告徴取及び立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1172	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第184条第1項	商品取引清算機関若しくはその清算参加者に対して報告徴収及び商品取引清算機関に対して立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1173	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第231条第1項	・商品先物取引業者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの ・商品先物取引業者と取引をする者に対して報告徴収を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1174	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第231条第3項	・商品先物取引業者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの ・商品先物取引業者と取引をする者に対して報告徴収を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1175	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第240条の22第1項	商品先物取引仲介業者への報告徴収及びに立入検査、商品先物取引業者と取引をする者に対する報告徴収	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1176	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第263条第1項	商品先物取引協会若しくはその協会員に対して報告徴収及び立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1177	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第322条第1項	委託者保護基金若しくはその会員に対して報告徴収及び立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1178	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第338条第1項	第一種特定施設開設者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	日程一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keisabu/chosei/160912.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/hourei.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、直しも含めずとも、デジタル化対応性が確保できていると整理済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	1179	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第349条第5項	特定店頭商品デリバティブ取引業者に対して報告徴収及び立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	届出一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/hourei.html https://www.maff.go.jp/j/kwsabu/chosei/160912.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1180	商品投資に係る事業の規制に関する法律	農林水産省 経済産業省	第30条第1項	・商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対して報告をさせるもの ・商品投資顧問業者の営業所へ立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	届出一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/hourei.html https://www.maff.go.jp/j/kwsabu/chosei/160912.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	1181	商品投資に係る事業の規制に関する法律	農林水産省 経済産業省	第30条第2項	・商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対して報告をさせるもの ・商品投資顧問業者の営業所へ立入検査を行うもの	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	届出一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画にデジタル技術の検討に係る項目を追加した。また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用可を明確化した。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/hourei.html https://www.maff.go.jp/j/kwsabu/chosei/160912.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表１	1	人事院規則10－4（職員の保健及び安全保持）	人事院	第2条	人事院による職員の保健及び安全保持実施状況監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年６月、職員の保健及び安全保持実施状況監査における電子データの活用について事務連絡を発出し、web会議・電話・メール等を用いた遠隔監査も可能である旨を各府省に改めて周知した。また、同月の各府省意見交換会において、各府省の担当者へ口頭でも説明した。			
別表１	7	都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する開府令	警察庁	第16条第1項	警察庁長官による都道府県警に無償使用させる警察用国有財産等実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「実地監査の運用におけるデジタル技術の活用について」（令和５年８月１日付け事務連絡）を発出し、データ管理されている文書については、メール等により事前に提出を受け確認を行うなど、さらなる効率化を図るべきことを示した。			
別表１	30	動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第2条第19項及び第22条第1項	治験依頼者の監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	31	動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第47条第1項	弱い治験を実施する者についての監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	32	動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第2条第19項及び第22条第1項	治験依頼者の監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	33	動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第47条第1項	弱い治験を実施する者についての監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	34	動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第2条第19項及び第22条第1項	治験依頼者の監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	35	動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第47条第1項	弱い治験を実施する者についての監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	38	浄流法施行令	国土交通省	第17条の9	国土交通大臣による委託に係る浄流施設管理状況実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和５年９月29日付国通局第384号）の発出により、この規定に基づく「監査」について、その目的を達成することができる範囲において、高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー、オンライン会議システムその他のデジタル技術を活用した方法により行うことも可能である旨を明示した。			
別表１	42	浄流法	国土交通省	第23条第3項	港務局委員会における監事による業務監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和５年９月29日付国通局第384号、国通規第53号、国港運第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「監査」について、その目的を達成することができる範囲において、高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー、オンライン会議システムその他のデジタル技術を活用した方法により行うことも可能である旨を明示した。			
別表１	49	地方道路公社法	国土交通省	第12条第4項	地方道路公社における監事による業務監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方道路公社法に基づく監事による監査のデジタル技術の活用について」（令和５年９月29日付国道路第52号・国道高第173号）の発出により、業務の監査についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方法による実施も可能である旨を明確化した。			
別表１	58	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	内閣府 文部科学省 経済産業省	第24条第4項	原子力損害賠償・廃炉等支援機構における監事による業務監査	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査及び検査業務の仕放関監査実施等におけるデジタル技術の活用について」（府原規11、５文科開第787号、20230925廃庁第２号）の発出により、業務監査の実施に当たってはメールでの資料送付やオンラインでの相談等、デジタル技術を活用するよう、機構に求めた。			
新規	2	動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第1項	モニタリング等への協力	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
新規	3	動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第1項	モニタリング等への協力	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
新規	4	動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第1項	モニタリング等への協力	実地監査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	監査一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	15	健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令	消費者庁	第9条第2項第4号二	外部精度管理調査の定期的な受検（登録試験機関）	定期検査	1-①	3	要	令和５年度 ４月～９月	定期一総務 2	検査等の徴収・周知長に向け取り組む	完了済み	令和５年９月、登録試験機関に対する外部精度管理調査に係る定期検査について、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の改正により「定期性」要件を削除した。			
別表１	54	消防法	総務省	第8条の2の2第1項	防火対象物の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期一総務省 1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、予防行政のあり方に関する検討会を開催し、防火対象物の定期点検について見直しを行い、デジタル技術等により技術代替を可能とする旨をとりまとめた。また、「設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について」（令和５年10月６日付け消防予第568号）の発出によりその旨を明確化した。			
別表１	56	消防法	総務省	第17条の3の3	消防用設備等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期一総務省 3	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、予防行政のあり方に関する検討会を開催し、消防用設備等の定期点検について見直しを行い、デジタル技術等により技術代替を可能とする旨をとりまとめた。また、「設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について」（令和５年10月６日付け消防予第568号）の発出によりその旨を明確化した。			
別表１	57	消防法施行令	総務省	第36条第2項	消防用設備等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期一総務省 3	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、予防行政のあり方に関する検討会を開催し、消防用設備等の定期点検について見直しを行い、デジタル技術等により技術代替を可能とする旨をとりまとめた。また、「設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について」（令和５年10月６日付け消防予第568号）の発出によりその旨を明確化した。			
別表１	58	消防法施行規則	総務省	第4条の2の4第1項	防火対象物の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期一総務省 1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、予防行政のあり方に関する検討会を開催し、防火対象物の定期点検について見直しを行い、デジタル技術等により技術代替を可能とする旨をとりまとめた。また、「設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について」（令和５年10月６日付け消防予第568号）の発出によりその旨を明確化した。			
別表１	59	消防法施行規則	総務省	第31条の6第1項	消防用設備等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期一総務省 3	現行の規制の合理化（検査等の一部猶予の延長等）	完了済み	令和５年９月、予防行政のあり方に関する検討会を開催し、消防用設備等の定期点検について見直しを行い、デジタル技術等により技術代替を可能とする旨をとりまとめた。また、「設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について」（令和５年10月６日付け消防予第568号）の発出によりその旨を明確化した。			
別表１	61	消防法施行規則	総務省	第31条の6第3項	消防用設備等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期一総務省 3	現行の規制の合理化（検査等の一部猶予の延長等）	完了済み	令和５年９月、予防行政のあり方に関する検討会を開催し、消防用設備等の定期点検について見直しを行い、デジタル技術等により技術代替を可能とする旨をとりまとめた。また、「設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について」（令和５年10月６日付け消防予第568号）の発出によりその旨を明確化した。			
別表１	62	消防法施行規則	総務省	第31条の6第4項	消防用設備等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期一総務省 3	現行の規制の合理化（検査等の一部猶予の延長等）	完了済み	令和５年９月、予防行政のあり方に関する検討会を開催し、消防用設備等の定期点検について見直しを行い、デジタル技術等により技術代替を可能とする旨をとりまとめた。また、「設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について」（令和５年10月６日付け消防予第568号）の発出によりその旨を明確化した。			
別表１	77	展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則	文部科学省	第7条第1項第1号ハ	展覧会の開催施設の設備の定期的な点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期一共通 2	現行の規制の合理化（技術中立化）	未了		検査方法についてICTの利用が可能である旨を周知する方法として、広く関係者に周知するとともに当該制度におけるHPに掲載することが最も効果的であるため、掲載に向けて準備してきたところ、掲載内容について関係者との調整等に時間を要しているため。	令和５年11月	当該制度におけるHPへの掲載について、11月中に完了予定。
別表１	224	家畜伝染病予防法施行規則	農林水産省	第56条の8第1項第8号	家畜伝染病等病原体取扱施設の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期一共通 2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、家畜伝染病等病原体取扱施設の定期点検において、デジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29 日付け５消安第3880号）の発出により明確化した。			
別表１	225	家畜伝染病予防法施行規則	農林水産省	第56条の9第1項第7号	家畜伝染病等病原体取扱施設の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期一共通 2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、家畜伝染病等病原体取扱施設の定期点検において、デジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29 日付け５消安第3880号）の発出により明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phase が2または3の条項は、見直しを要さずとも、デジタル化が可能性が確保できていると主張認定済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	226	家畜伝染病予防法施行規則	農林水産省	第56条の32第1項第6号	家畜伝染病病原体取扱施設の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、家畜伝染病病原体取扱施設の定期点検において、デジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29 日付５消安第3880号）の発出により明確化した。			
別表１	227	家畜伝染病予防法施行規則	農林水産省	別表第2（第21条関係）第1号第1の2	農場の防疫・衛星管理の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、農場の防疫・衛生管理の定期点検において、デジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29 日付５消安第3880号）の発出により明確化した。			
別表１	228	家畜伝染病予防法施行規則	農林水産省	別表第2（第21条関係）第2号第1の2	農場の防疫・衛星管理の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、農場の防疫・衛生管理の定期点検において、デジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29 日付５消安第3880号）の発出により明確化した。			
別表１	229	家畜伝染病予防法施行規則	農林水産省	別表第2（第21条関係）第3号第1の2	農場の防疫・衛星管理の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、農場の防疫・衛生管理の定期点検において、デジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29 日付５消安第3880号）の発出により明確化した。			
別表１	230	家畜伝染病予防法施行規則	農林水産省	別表第2（第21条関係）第4号第1の2	農場の防疫・衛星管理の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、農場の防疫・衛生管理の定期点検において、デジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29 日付５消安第3880号）の発出により明確化した。			
別表１	232	漁業法	農林水産省	第74条第2項	漁業生産力の発展に関する計画の定期点検（漁業協同組合等）	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、漁業生産力の発展に関する計画に係る定期点検について、デジタル技術の活用が可能となる旨を、水産庁のホームページ（https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/suisankaikaku.html）にて公表した。			
別表１	233	漁業法施行規則	農林水産省	第26条第3項	漁業生産力の発展に関する計画の定期点検（漁業協同組合等）	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、漁業生産力の発展に関する計画に係る定期点検について、デジタル技術の活用が可能となる旨を、水産庁のホームページ（https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/suisankaikaku.html）にて公表した。			
別表１	236	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第3（第16条関係）基準の別1項目第5号イ（カ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	237	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第3（第16条関係）基準の別2項目第2号ア（エ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	238	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第3（第16条関係）基準の別4項目第5号イ（カ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	239	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第3（第16条関係）基準の別5項目第2号ア（エ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	240	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第6（第49条関係）基準の別2項目第2号ア（エ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	241	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第6（第49条関係）基準の別1項目第4号イ（オ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	246	動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	農林水産省	第10条第1項	動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	247	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第13条第1項第1号	動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	248	動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第7条第2号ヘ	動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	249	動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第9条第1号二	動物用医薬品等の試験検査設備の定期点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	250	動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第14条第1項	動物用医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年３月31日付け12薬人第729号農林水産省畜産局長通知）の改正及び「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	251	動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第8条第1項第1号	動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	252	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第13条第1項	動物用医療機器の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	253	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第23条第1項第9号	動物用医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	254	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第24条第1項第5号	動物用医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	255	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第30条第1項	動物用医療機器の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年３月31日付け12薬人第729号農林水産省畜産局長通知）の改正及び「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	256	動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第7条第1項第2号ヘ	動物用医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	257	動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第11条第1項第1号ハ	動物医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	258	動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第16条	動物医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年３月31日付け12薬人第729号農林水産省畜産局長通知）の改正及び「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	259	動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第8条	動物医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通関での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により明確化した。			
別表１	260	特定試験成績及びその保管法の確保のための基準に関する省令	農林水産省	第10条第2項第5号	農薬の試験施設の設備及び管理に関する定期的な点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和５年９月、試験施設の設備及び管理に関する定期的な点検について、特定試験成績及びその保管法の確保のための基準に関する省令は、実施期間及び期間を指定するものではなく、また、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を「農薬ＧＬＰ省令の定期的な検査及び点検に係るデジタル技術の活用について」（令和５年９月28日付け５消安第3779号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）の発出により明確化した。			
別表１	261	特定試験成績及びその保管法の確保のための基準に関する省令	農林水産省	第12条第2項	農薬の試験施設における定期的な機器の保守点検等	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和５年９月、試験施設における定期的な機器の保守点検等について、特定試験成績及びその保管法の確保のための基準に関する省令は、実施期間及び期間を指定するものではなく、また、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を「農薬ＧＬＰ省令の定期的な検査及び点検に係るデジタル技術の活用について」（令和５年９月28日付け５消安第3779号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）の発出により明確化した。			
別表１	262	日本農林規格等に関する法律施行規則	農林水産省	第48条第1項第1号ニ(9)	登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、オンライン会議システム等の技術を活用したリモート調査も可能である旨を、登録認証機関及び登録外国認証機関の登録の基準等に関するＱ＆Ａの改正により明確化した。			
別表１	444	貨物自動車運送事業法	国土交通省	第17条第1項第2号	自動車の点検整備（事業用自動車）	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	445	貨物自動車運送事業輸送安全規則	国土交通省	第3条の3	自動車の点検整備（事業用自動車）	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	495	高速自動車国道法施行規則	国土交通省	第10条	道路に連結する附属施設等の定期自主点検（高速道路）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一国土交通省2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年７月、高速道路利便施設の維持管理においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「高速道路利便施設の連結管理施設」の改正により明示した。			
別表１	512	自動車点検基準	国土交通省	第2条第1項	自動車の点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phase#で2または3の条件を満たす要オペレもデジタル使用適性が確保できていると見解要求	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	S13	自動車点検基準	国土交通省	別表第3	自動車の点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	S14	自動車点検基準	国土交通省	別表第4	自動車の点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	S15	自動車点検基準	国土交通省	別表第5	自動車の点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	S16	自動車点検基準	国土交通省	別表第5の2	自動車の点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	S17	自動車点検基準	国土交通省	別表第6	自動車の点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	S18	自動車点検基準	国土交通省	別表第7	自動車の点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	S69	道路運送車両法	国土交通省	第47条の2第2項	自動車の点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	S70	道路運送車両法	国土交通省	第48条第1項	自動車の点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	S71	道路運送車両法	国土交通省	第61条第1項	車検（自動車検査証）	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	S72	道路運送車両法	国土交通省	第61条第2項	車検（自動車検査証）	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	S74	道路法施行規則	国土交通省	第4条の13の6	道路に連結する利便施設等の定期点検（自動車専用道路）	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 10月～３月	定期～国土交通省 1	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、道路管理者が行う定期的な利便施設等の巡回及び保守点検については、デジタル技術を活用した方法により実施も可能である旨を「目視、定期検査・点検、重点絞示及び巡回閲覧・監監におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道交第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により明確化した。			
別表１	S75	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第45条第1項第1号	自動車の点検整備（事業用自動車）	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年３月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用することが可能である旨を、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正により明確化した（令和５年７月１日施行）。			
別表１	865	遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執ふべき拡散防止措置等を定める省令	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	別表（第3条関係）第2号ホ	遺伝子組換え微生物の拡散防止のための定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	新たな規制の在り方 の検討	完了済み	令和５年９月、当該規定がデジタル化を妨げるものではない旨を、環境省ホームページ（URL：https://www.biodic.go.jp/bch/bch_2.html）及び農林水産省ホームページ（URL:https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_about/reg_html）において資料を掲載し、明示した。			
別表１	869	海岸法施行規則	農林水産省 国土交通省	第5条の8第1項第3号	海岸保全施設の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～共通 10	新たな規制の在り方 の検討	完了済み	令和５年９月、海岸保全施設の点検については、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を、「デジタル原則を踏まえた海岸関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５農振第1713号・５水港第1600号・国水海第34号・国港海第161号）の発出により明示した。			
別表２	2	人事院規則10－4（職員の保健及び安全保持）	人事院	別表第4第2項	指導区分の決定を受けた職員の経過観察のための検査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 10月～３月	定期～人事院 2	現行の規制の合理化 （検査等の一部廃止や延期）	完了済み	令和５年６月、該当する規定における「定期的」の解釈について事務連絡を発出し、当該「定期的」が周期的な意味合いではないということについて各府省に周知した。また、同月の各府省実交換会において、各府省の担当者へ口頭でも説明した。			
別表２	8	地方公営企業法施行令	総務省	第22条の5	地方公営企業の会計事務の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	新たな規制の在り方 の検討	完了済み	令和５年９月、出納取扱金融機関または収納取扱金融機関に係る定期検査について、オンライン会議等を用いて可能である旨を事務連絡「地方公営企業法施行令第22条の５第１項の規定による出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対する検査の実施について」の発出により明確化した。			
別表２	9	地方自治法施行令	総務省	第158条の2	地方公共団体の会計事務の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	新たな規制の在り方 の検討	完了済み	令和５年５月、検査の実施において、デジタル技術が活用できる旨を「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和５年５月８日付総行行第191号・総行総第23号）の発出により明確化した。 ※上記改正法により地方自治法上と規当条項の内容が規定（改正後の同法第243条の２第５項）することとされたことから、施行日（令和６年４月１日）までに公布する改正令により地方自治法施行令から削除予定。なお、上記通知は、改正後の地方自治法第243条の２第５項に係るもの。			
別表２	10	地方自治法施行令	総務省	第168条の4	地方公共団体の会計事務の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	新たな規制の在り方 の検討	完了済み	令和５年５月、検査の実施において、デジタル技術が活用できる旨を「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和５年５月８日付総行行第191号・総行総第23号）の発出により明確化した。			
別表２	13	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第68条の14	再生医療等製品に関する感染症定期報告	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 10月～３月	定期～共通 3	現行の規制の合理化 （報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について」（令和５年３月22日）の発出により、令和５年４月より報告書等のオンライン提出を可能とすることを周知した。			
別表２	14	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第68条の24	生物由来製品に関する感染症定期報告	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 10月～３月	定期～共通 3	現行の規制の合理化 （報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について」（令和５年３月22日）の発出により、令和５年４月より報告書等のオンライン提出を可能とすることを周知した。			
別表２	15	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第228条の25	再生医療等製品の感染症定期報告	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 10月～３月	定期～共通 3	現行の規制の合理化 （報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について」（令和５年３月22日）の発出により、令和５年４月より報告書等のオンライン提出を可能とすることを周知した。			
別表２	16	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第63条	医療用医薬品の市販後の安全性定期報告	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 10月～３月	定期～共通 3	現行の規制の合理化 （報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和４年11月、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について」（令和４年11月11日）の発出により、令和５年１月より報告書等のオンライン提出を可能とすることを周知した。			
別表２	17	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第241条	生物由来製品の感染症定期報告	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 10月～３月	定期～共通 3	現行の規制の合理化 （報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について」（令和５年３月22日）の発出により、令和５年４月より報告書等のオンライン提出を可能とすることを周知した。			
新規	15	消防法	総務省	第36条第1項	防災管理対象物の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～総務省 1	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、予防行政のあり方に関する検討会を開催し、防災管理対象物の定期点検について見直しを行い、デジタル技術等により技術代替を可能とする旨をとりまとめた。また、「設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について」（令和５年10月６日付け消防予第568号）の発出によりその旨を明確化した。			
新規	16	地方自治法	総務省	第235条の2第1項	現金出納の検査及び公金の収納等の監査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	新たな規制の在り方 の検討	完了済み	令和５年５月、検査の実施において、デジタル技術が活用できる旨を「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和５年５月８日付総行行第191号・総行総第23号）の発出により明確化した。			
新規	24	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第9条第5項第1号ニ	市場への出荷に係る業務の定期的確認	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通院での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当議所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により明確化した。			
新規	25	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第10条第1項第1号	製造管理及び品質管理の定期的確認	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通院での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当議所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により明確化した。			
新規	26	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第31条第1項	市場への出荷に係る業務の定期的確認	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通院での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当議所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により明確化した。			
新規	27	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第31条第1項	体外診断用医薬品の製造販売業者における製造管理及び品質管理の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通院での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当議所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により明確化した。			
新規	28	動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第8条第1項第1号	製造販売後調査等業務の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通院での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当議所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により明確化した。			
新規	29	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第9条第5項第1号ニ	市場への出荷に係る業務の定期的確認	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通院での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当議所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により明確化した。			
新規	30	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第10条第1項第1号	製造管理及び品質管理の定期的確認	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通院での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当議所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により明確化した。			
新規	31	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第20条第1項	市場への出荷に係る業務の定期的確認	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通院での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当議所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により明確化した。			
新規	32	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第20条第1項	製造管理及び品質管理の定期的確認	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通院での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当議所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により明確化した。			
新規	33	動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医薬機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	農林水産省	第12条第1項	製造販売後安全管理に関する業務の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、通院での情報収集等においてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた当議所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により明確化した。			
新規	34	日本農林規格等に関する法律施行規則	農林水産省	第48条第1項第2号ハ	農林物資に係る認証事業者の技術的基準適合確認	定期検査	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	定期～共通 2	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和５年９月、オンライン会議システム等の技術を活用したリモート調査も可能である旨を、登録認証機関及び登録外国認証機関の登録の基準等に関するＱ＆Ａの改正により明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phase が2または3の条項は、見直しを要さずとも、デジタル化対応を性が確保できていると推測され	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	64	下水道法施行令	国土交通省	第18条第3号	都市下水路の維持管理に係る定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年10月、樋門等の点検について、遠隔監視システム等を活用した目視点検などのデジタル技術を活用することが可能である旨を事務連絡「樋門等の点検におけるデジタル原則を踏まえた対応について」（令和５年10月３日）の発出により明示した。			
新規	65	下水道法施行規則	国土交通省	第4条の5第2項第1号	公共下水道又は流域下水道の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年10月、樋門等の点検について、遠隔監視システム等を活用した目視点検などのデジタル技術を活用することが可能である旨を事務連絡「樋門等の点検におけるデジタル原則を踏まえた対応について」（令和５年10月３日）の発出により明示した。			
別表１	16	民間事業者による保書の送達に関する法律施行規則	総務省	第31条第2項第1号	事業場における保書保管責者の等任	常駐等任	1-2	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「保書保管規程の記載例」を変更し、保書保管責者は、必ずしも等任であることを要しない旨、オンライン会議システム等の情報通信技術を利用した方法（動画、画像、データ等による情報伝達等）により、その職務を遂行できるとまは、必ずしも事業場への常駐を要しない旨を明確化した。			
別表１	50	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに等らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がないと認められる範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表１	51	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第46条第1項	指定訪問入浴介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに等らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がないと認められる範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表１	54	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第195条第1項	指定福祉用具貸与事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに等らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がないと認められる範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表１	55	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第209条第1項	指定特定福祉用具販売事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに等らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がないと認められる範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表１	56	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条第1項	指定居宅介護支援事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに等らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がないと認められる範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表１	72	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第3条の5第1項第3号	登録配置機関における機度管理のため管理者の等任	常駐等任	1-2	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	省令改正	完了済み	当該条項で「配置の業務を行う部門に等任の管理者が置かれていること」としているのも、「配置の業務を行う部門に管理者が置任されていること」とあめ、令和５年９月29日付けで公布を行った（10月１日施行）。			
別表１	181	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省	第25条第1項	飼料製造事業所における飼料製造管理者の等任	常駐等任	1-2	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年３月30日付け12系畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）の一部を改正し、特定の場所への常駐を求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない旨を明確化した。			
別表１	183	動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第3条第1項	動物用再生医療等製品の製造所における製造管理責任者の等任	常駐等任	1-2	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、特定の場所への常駐を求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない旨を明確化した。			
別表１	184	動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第3条第1項	動物用再生医療等製品の製造所における品質管理責任者の等任	常駐等任	1-2	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、特定の場所への常駐を求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない旨を明確化した。			
別表１	185	動物用再生医療等製品の製造販売業の変更の届出及びその変更の届出に関する省令	農林水産省	第4条第1項	動物用再生医療等製品の製造販売所における製造販売後調査等管理責任者の選任	常駐等任	3-1	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、特定の場所への常駐を求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない旨を明確化した。			
別表１	186	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第132条第1項	動物用の管理医療機器の営業所における管理医療機器営業所管理者の等任	常駐等任	1-2	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、特定の場所への常駐を求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない旨を明確化した。			
別表１	187	動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第3条第1項	動物用医薬品の製造所における製造管理責任者の等任	常駐等任	1-2	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、特定の場所への常駐を求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない旨を明確化した。			
別表１	188	動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第3条第1項	動物用医薬品の製造所における品質管理責任者の等任	常駐等任	1-2	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、特定の場所への常駐を求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない旨を明確化した。			
別表１	189	家畜伝染病予防法	農林水産省	第12条の3の2第1項	衛生管理区域における飼養衛生管理者の等任	常駐等任	1-2	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け消安第3880号）の発出により、当該規制については、特定の場所への常駐又は複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない旨を明確化した。			
別表１	192	電気工事業の業務の適正化に関する法律	経済産業省	第19条第1項	一般用電気工事を行う事業所における主任電気工事士の等任	常駐等任	1-2	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、経済産業省HP（中略）に掲載している「電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年５月20日法律第96号）の逐条解説」の改正を行い、主任電気工事士の選任が必要なのは特定営業所のみであり、電気工事の業務を行わない営業拠点等にまでその選任を求めるものではない旨を明記した。これにより、デジタル技術等の活用による業務の効率化等の結果、従来特定営業所であったものについても、電気工事の業務を行わない一般の営業拠点等に変更する場合には、主任電気工事士を選任する必要がないことを明確化した。			
別表１	231	建築士法	国土交通省	第24条第1項	建築士事務所における管理建築士の等任	常駐等任	1-2	2-2	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年７月、「建築士事務所登録の際の要件について（技術的助言）（令和５年７月３日付け）国住指第145号」の発出により複数の事務拠点を設ける場合における管理建築士の等任に関する要件について明確化する見直しを行った。			
別表１	246	自動車登録番号標交付代行者規則	国土交通省	第7条第1項	自動車登録番号標交付代行者の事業所における管理責任者の等任	常駐等任	1-2	3-1	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「自動車登録番号標交付代行者規則の解釈について」（令和５年９月22日付事務連絡）の発出により、交付代行者の事業場ごとに選任する管理責任者については、当該事業場における常駐・等任を求めるものではない旨を明確化した。			
別表２	21	クリーニング業法	厚生労働省	第4条第1項	クリーニング所におけるクリーニング師の等任	常駐等任	1-2	2-2	要	令和６年度４月～６月	常駐等任一厚生労働省4	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	クリーニング師の業務について、デジタル技術等を活用して適切に業務を行うことができる場合に、オンラインで実施・等任できる業務の範囲を、令和５年７月３日付けで自治体に通知した。			
別表２	70	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	新施型・併設型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに等らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がないと認められる範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	74	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第45条第1項	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに等らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がないと認められる範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	78	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第71条第1項	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに等らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がないと認められる範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	80	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第3条第1項	指定介護予防支援事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに等らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がないと認められる範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	90	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第61条第1項	指定訪問看護ステーションにおける管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに等らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がないと認められる範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	99	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第94条第1項	指定通所介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任一厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに等らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がないと認められる範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、改正し文言イメェもデジタル化前提性が確保できていること見解記述	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	108	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第122条第1項	指定短期入所生活介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	117	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第176条第1項	指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	124	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第192条の5第1項	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業の指定特定施設における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	128	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第1号	特別養護老人ホームにおける施設長の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	134	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第56条第1項第1号	地域密着型特別養護老人ホームにおける施設長の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	426	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第8条第1項	婦人保護施設における施設長、入所者を指導する職員、調理員の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年2月17日付け事務連絡にて対応。周知済み。事務連絡にて、婦人相談所及び婦人保護施設におけるテレワークを可能とする旨の通知を発出することで、柔軟な配置を可能とするもの。			
別表２	427	婦人相談所に関する政令	厚生労働省	第2条第1項	婦人相談所における判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年2月17日付け事務連絡にて対応。周知済み。事務連絡にて、婦人相談所及び婦人保護施設におけるテレワークを可能とする旨の通知を発出することで、柔軟な配置を可能とするもの。			
別表２	469	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則	厚生労働省	第2条第1号	職業訓練施設における責任者の常任	常駐等任	1-4	2-4	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年６月30日付けで、「求職者支援制度業務取扱要領」の「0205」（1）訓練体制等の整備に関する事項」を改正し、7月１日より通信の方法により訓練を実施するコースのみを行う施設において、通信の方法による他のコースのみを行う施設との兼務を可能とした。			
別表２	472	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第48条第1項	指定介護予防訪問入浴介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	475	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第64条第1項	指定介護予防訪問看護ステーションにおける管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	499	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第130条第1項	指定介護予防短期入所生活介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	508	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第232条第1項	指定介護予防サービス等の事業における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	510	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第267条第1項	指定介護予防サービス等の事業における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	512	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第293条第1項	指定介護予防サービス等の事業における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	520	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条の5第1項	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	524	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第7条第1項	指定夜間対応型訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	530	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第21条第1項	指定地域密着型通所介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	533	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第40条の2第1項	指定療養通所介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	538	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第43条第1項	単独型指定認知症対応型通所介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	542	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第64条第1項	指定小規模多機能型居宅介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	546	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第91条第1項	指定認知症対応型共同生活介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	551	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第111条第1項	指定地域密着型サービスの事業における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	558	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第146条第1項	指定地域密着型サービスの事業における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	564	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第172条第1項	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度 ４月～９月	常駐等任～厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がよじない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「有」かつ、現在Phase#で2または3の表示は、直しも要さずとも、オンライン化対応性が確保できていると整理済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	571	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第21条第1項	指定介護老人福祉施設における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	581	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第23条	介護老人保健施設における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	600	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第22条第2項	指定介護療養型医療施設における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	613	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	厚生労働省	第26条	介護医療院における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	618	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	619	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第46条第1項	指定訪問入浴介護事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	620	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第195条第1項	指定福祉用具貸与事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	621	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第209条第1項	指定特定福祉用具販売事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	622	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第3条第1項	指定居宅介護支援事業所における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表２	624	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	国土交通省	第56条第1項	マンション管理の事業所における管理業務主任者の専任	常駐等任	1-4	2-4	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第56条第１項に規定する専任の管理業務主任者の専任性について」（令和５年９月29日付国不参第44号）の発出により、業務に支障がエにない範囲において、複数事業所の兼任が認められる旨明確化した。			
新規	7	銀行法施行規則	金融庁	第34条の37第1項第3号	銀行代理業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る管理者の常駐	常駐等任	1-3	3-2	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「銀行等代理業における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について（周知）」の発出により、業務に支障がエにない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
新規	8	銀行法施行規則	金融庁	第34条の37第1項第3号	法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者の常駐	常駐等任	1-3	3-2	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「銀行等代理業における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について（周知）」の発出により、業務に支障がエにない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
新規	46	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第12条第1項第1号	養護老人ホームにおける施設長の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
新規	56	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第11条第1項第1号	軽費老人ホームにおける施設長の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
新規	63	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第37条第1項第1号	都市型軽費老人ホームにおける施設長の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
新規	69	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則6条第1項第1号	軽費老人ホームA型における施設長の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
新規	80	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省	附則14条第1項第1号	軽費老人ホームB型における施設長の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
新規	119	ガス事業法施行規則	経済産業省	第26条第1項	ガス小売事業者におけるガス主任技術者の専任	常駐等任	2-2	2-2	要	令和５年度８月	常駐等任－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年８月、「ガス主任技術者の選任に関する特例承認及び特定製造所に係るガス主任技術者の兼務の範囲に関する告示の運用について」（令和５年８月３日付２０２３０７２６保局第２号）の発出により、デジタル技術の活用により、安全確保が可能なものについて、製造所に駐在しない者の選任、兼任を可能とものとした。			
新規	121	ガス事業法施行規則	経済産業省	第150条第1項	ガス製造事業者におけるガス主任技術者の専任	常駐等任	2-2	2-2	要	令和５年度８月	常駐等任－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年８月、「ガス主任技術者の選任に関する特例承認及び特定製造所に係るガス主任技術者の兼務の範囲に関する告示の運用について」（令和５年８月３日付２０２３０７２６保局第２号）の発出により、デジタル技術の活用により、安全確保が可能なものについて、製造所に駐在しない者の選任、兼任を可能とものとした。			
新規	152	信用金庫法施行規則	金融庁	第143条第1項第3号	信用金庫代理業務に係る法令等の順守を確保する業務に係る責任者の常駐	常駐等任	1-3	3-2	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「銀行等代理業における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について（周知）」の発出により、業務に支障がエにない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
新規	153	信用金庫法施行規則	金融庁	第143条第1項第3号	法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者の常駐	常駐等任	1-3	3-2	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「銀行等代理業における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について（周知）」の発出により、業務に支障がエにない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
新規	154	労働金庫法施行規則	金融庁	第125条第1項第3号	労働金庫代理業務に係る法令等の順守を確保する業務に係る責任者の常駐	常駐等任	1-3	3-2	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「銀行等代理業における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について（周知）」の発出により、業務に支障がエにない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
新規	155	労働金庫法施行規則	金融庁	第125条第1項第3号	法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者の常駐	常駐等任	1-3	3-2	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「銀行等代理業における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について（周知）」の発出により、業務に支障がエにない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
新規	156	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第83条第1項第3号	協同組合組合代理業務に係る法令等の順守を確保する業務に係る責任者の常駐	常駐等任	1-3	3-2	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「銀行等代理業における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について（周知）」の発出により、業務に支障がエにない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
新規	157	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第83条第1項第3号	法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者の常駐	常駐等任	1-3	3-2	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「銀行等代理業における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について（周知）」の発出により、業務に支障がエにない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
新規	164	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	厚生労働省	第256条	指定介護予防サービス等の事業における管理者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	要	令和５年度４月～９月	常駐等任－厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月５日、現行基準では「事業所ごとに毎らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とお示ししている管理者について、「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（令和５年９月５日付事務連絡）の発出により、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障がエにない範囲においてテレワークを行うことが可能である旨周知した。			
別表１	16	貸金業法	金融庁	第24条の25第2項	貸金業務取扱主任者登録講習	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	3-1	要	令和５年度４月～９月	講習－金融庁１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革に係る周知について」（令和５年９月29日付事務連絡）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、デジタル技術を活用する方法で実施できる旨周知し、デジタル化に１２手段を図った。			
別表１	51	新農水産業振興法	農林水産省	第16条第2項	新農人工授精師の免許取得講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和５年度４月～９月	講習－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年６月、自治体や講習の実施機関に対し、家畜人工授精に関する講習会に係る通知を発出し、デジタル技術の活用について周知し、HPでもデジタル完結に向け、効率的な講習運営を図ずる旨を掲載した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要所 見直し「可」か、現在Phase が②又は③の条件に、当てはまるかどうかを、デジタル庁が適切性が確保できていると認定済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	52	林業種苗法	農林水産省	第11条第1項	種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会	対面講習	1-②'	2-1①	要	令和５年度 ４月～９月	講習一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「林業種苗法に基づく講習会について」（令和５年３月31日付林野庁森林整備部整備課長事務連絡）の発出により、講習会の開催手法としてデジタル原則に適合する手段（WEB会議システム等の活用）によることを許容することを明確化する趣旨の通知を行った。			
別表１	54	植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日43農政局第 699号）	農林水産省	第1 定義	植物検疫くん蒸作業主任者等の専門講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「植物検疫くん蒸作業主任者専門講習実施要綱」（令和５年９月25日付１次定第3556号）の発出により、講習受講、修了証類の実施等については、オンライン上で行うことが原則であることを通知と明確化した。			
別表１	55	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第9条第1項第1号	エネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技術に関する講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
別表１	64	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律	経済産業省	第4条第1項第1号	ガス消費機器設置工事監督者（再講習）	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、「ガス消費機器設置工事監督者の再講習（e-learning方式）の実施要領（内規）」（令和５年５月３０日付２０２３０５２４保総第１号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	90	外国人の技術実習の適正な実施及び技術実習生の保護に関する法律施行規則	厚生労働省 法務省	第13条	技術実習責任者講習	対面講習	2-①' 2-②'	3-1	要	令和５年度 10月～３月	講習一共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、技術実習責任者講習の運用要領についてデジタル完結を基本とする旨への改正を行った。			
別表１	91	外国人の技術実習の適正な実施及び技術実習生の保護に関する法律施行規則	厚生労働省 法務省	第30条第2項第1号、第30条第5項第1号、第53条第2項	監理責任者等講習	対面講習	2-①' 2-②'	3-1	要	令和５年度 10月～３月	講習一共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、監理責任者等講習の運用要領についてデジタル完結を基本とする旨への改正を行った。			
別表２	2	社会教育法	文部科学省	第9条の5	社会教育主事の講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一文部科学省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年3月に「社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程におけるデジタル化の推進を踏まえた対応について（通知）」を発出し講習の一連のプロセスにおいてデジタル完結による手段で実施するよう周知した。			
別表２	3	図書館法	文部科学省	第6条第1項	司書及び司書補の講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一文部科学省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年3月に「司書及び司書補の講習におけるデジタル化の推進を踏まえた対応について（通知）」を発出し講習の一連のプロセスにおいてデジタル完結による手段で実施するよう周知した。			
別表２	4	学校図書館法	文部科学省	第5条第2項	司書教諭の講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一文部科学省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年3月に「学校図書館司書教諭講習におけるデジタル化の推進を踏まえた対応について（通知）」を発出し講習の一連のプロセスにおいてデジタル完結による手段で実施するよう周知した。			
別表２	12	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	厚生労働省	第12条第3号	精神保健福祉相談員講習会	対面講習	2-②'	2-①' 2-②' 2-③'	要	令和５年度 ４月～９月	講習一厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月20日、精神保健福祉相談員講習会を開催する予定の自治体に対して、講習科目はオンラインを活用して実施することが可能である旨周知した。			
新規	7	資金業法施行規則	金融庁	第26条の63	資金業務取扱主任者登録講習	対面講習	2-①' 2-②' 2-③'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一金融庁１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革に係る周知について」（令和５年９月29日付事務連絡）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、デジタル技術を活用する方法で実施できる旨周知し、デジタル完結による手段を促した。			
新規	8	資金業法施行規則	金融庁	第26条の65	資金業務取扱主任者登録講習	対面講習	2-①' 2-②' 2-③'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一金融庁１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革に係る周知について」（令和５年９月29日付事務連絡）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、デジタル技術を活用する方法で実施できる旨周知し、デジタル完結による手段を促した。			
新規	45	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第9条第2項	（特定事業者）エネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
新規	46	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第12条第2項	（第一種特定事業者）エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
新規	47	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第14条第2項	（第二種特定事業者）エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
新規	48	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第21条第2項	（特定連鎖化事業者）エネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
新規	49	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第24条第2項	（第一種指定連鎖化事業者）エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
新規	50	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第26条第2項	（第二種特定連鎖化事業者）エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
新規	51	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第33条第2項	（認定管理統括事業者）エネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
新規	52	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第36条第2項	（第一種指定管理統括事業者）エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
新規	53	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第38条第2項	（第二種認定管理統括事業者）エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
新規	54	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第45条第2項	（第一種指定管理関係事業者）エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
新規	55	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第47条第2項	（第二種管理関係事業者）エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一経済産業省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本講習（新規講習）については、指定講習機関である省エネルギーセンターにおいて、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、令和５年４月３日より、オンラインでの講習が可能となり案内がなされており、デジタル原則に沿った対応がなされているところ。 https://www.eccj.or.jp/mg1/lctr/index.html			
新規	71	都市計画法施行規則	国土交通省	第19条第1号ト	設計者の講習	対面講習	2-①'	2-①' 2-②' 2-③'	要	令和５年度 ４月～９月	講習一共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、「登録講習機関におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年５月26日付国都計第329号）の発出により、当該講習については、申込プロセスに加えて、講義、考査、修了証明書交付の各プロセスにおいてもデジタル技術の導入等を検討するよう依頼した。			
新規	72	浄化槽法	環境省	第45条第1項第2号	浄化槽の管理に関して必要な知識及び技術に関する講習	対面講習	1-②'	2-①' 2-②' 2-③'	要	令和５年度 ４月～９月	講習一共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月に開催された令和５年度浄化槽管理士講習委員会（浄化槽法に基づき指定された指定講習機関による委員会であり、所管省である環境省も参画）において、従来の対面講習を見直し、今年度及び来年度に必要な全員検討やシステム導入等を進めたうえで、令和７年４月より講習のオンライン化を実施する旨を決定した。			
新規	74	愛玩動物看護師法	農林水産省 環境省	附則第2条第1項	愛玩動物看護師国家試験の受験資格取得講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付１次定第3774号）の発出により、講習の申込み、受講等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
新規	75	愛玩動物看護師法	農林水産省 環境省	附則第3条第2項	愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験資格取得講習	対面講習	1-②'	3-1	要	令和５年度 ４月～９月	講習一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付１次定第3774号）の発出により、講習の申込み、受講等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
別表１	50	地方公共団体の特定の事務の範囲等における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第九号までに規定する事務の範囲等における取扱いに関する省令	総務省	第1条	特定の事務を取り扱う範囲等における指定地方公共団体等の情報処理の委務	書面提示	1-②'	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通1	省令改正	未了		デジタル臨時行政調査会事務局における書面提示規制の見直しの内容（モデル条文案等）との整合等を図りつつ、関係者の意見を聞きながら内容を検討し、意見募集等の手続を経ることに時間を要したため。 （関係者との調整は既に終えており、省令の同意な施行(R6.4.1)に向けて、関係者においても準備を進めている。）	令和６年４月	当該条項の改正については意見募集手続が必要であり、11月10日に意見募集の報道発表を実施し、12月11日まで意見募集を行っている。その後速やかに制定手続を進めて、令和5年12月までには公布予定。周知期間を考慮し、施行は令和６年４月１日予定。
別表１	55	納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における委務に関する省令	総務省	第1条	公共サービス実施民間事業者における委任地方公共団体等の情報処理の委務	書面提示	1-②'	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通1	省令改正	未了		デジタル臨時行政調査会事務局における書面提示規制の見直しの内容（モデル条文案等）との整合等を図りつつ、関係者の意見を聞きながら内容を検討し、意見募集等の手続を経ることに時間を要したため。 （関係者との調整は既に終えており、省令の同意な施行(R6.4.1)に向けて、関係者においても準備を進めている。）	令和６年４月	当該条項の改正については意見募集手続が必要であり、11月10日に意見募集の報道発表を実施し、12月11日まで意見募集を行っている。その後速やかに制定手続を進めて、令和5年12月までには公布予定。周知期間を考慮し、施行は令和６年４月１日予定。
別表１	60	民法	法務省	第98条第2項	公示による意思表示方法（掲示場に掲示）	書面掲示	1-①'	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一法務省１	法律改正	未了	公示による意思表示に係る公示につき、裁判所の掲示板への掲示ではなく裁判所に設置した端末で閲覧させることもできるようにするとともに、インターネット上にも掲載することとする旨を改正法案を令和５年６月１４日公布済み。改正法は公布後5年以内に施行することとされており、見直しが完了する予定。	民事関係手続を全面電子化する改正法の施行のためには、最高裁判所において新たなシステム開発が必要となるため。	令和10年６月 （可能な限り早期の完了を目指す）	公布後5年以内という施行期間は、最高裁判所におけるシステム開発の見通しを踏まえて定められたものである。
別表１	62	仲裁事件手続法	法務省	第102条第1項	裁判上の公示催告方法（裁判所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①'	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一法務省１	法律改正	未了		仲裁事件手続法における公示催告についての公告方法については、官報に掲載する方法が規定されており、インターネットによる閲覧については、官報を用いて公告を行うべき当該規制の趣旨・性質等から、官報の電子化によって見直すことが適切と考えられたため。	令和７年５月	既に官報の発行に関する法律が第212回国会で成立した場合、官報の電子化に係る法制定の施行をもって見直し完了となるため。
別表１	67	戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における業務実施民間等の開示義務	法務省	第1条	公共サービス実施民間事業者における業務実施民間等の開示義務	書面掲示	1-①'	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通1	省令改正	未了		令和５年度末までに戸籍法を改正する法律（令和元年法律第１７号）が完全施行される予定であり、法施行に伴う本省令の改正内容を検討中であることから、法施行と同時に本省令を改正することが適切であると判断したため。	令和６年３月	見直し未了の理由欄に記載のとおり。
別表１	68	後見登記等に関する省令	法務省	第16条	職権による登記の抹消の際の公告の方法（登記所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①'	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通1	省令改正	未了	書面による掲示を廃止し、ホームページ等による掲示とする。	工程表会議体、法務省全体の手続について規定した「法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成２５年法務省令第４一号）」が改正されることとなり、その施策を踏まえて省令を改正する方向で考えているため。	令和６年６月	「法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」の改正時期が現時点で未定であるため。なお、この規制が適用される事案は実際にはなく、少なくとも過去数年この規制が適用された事案は１件もないと聞き確認している。
別表１	87	国民年金基金令	厚生労働省	第8条	国民年金基金の設立、変更時の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①'	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通1	政令改正	完了済み	「国民年金基金令等の一部を改正する政令」（令和５年政令第300号）（10月6日公布・10月16日施行）により、公告について掲示とともにインターネットにより行うこととした。			
別表１	88	確定拠出年金法施行令	厚生労働省	第30条	個人型年金規約の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①'	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通1	政令改正	完了済み	「国民年金基金令等の一部を改正する政令」（令和５年政令第300号）（10月6日公布・10月16日施行）により、公告について掲示とともにインターネットにより行うこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phaseが2または3の条項に、当てはまればもちろんデジタル化利点性が確保できていると見做せる	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	89	確定給付企業年金法施行令	厚生労働省	第10条（第65条の16の規定により準用する場合も含む。）、第53条の2第3項及び第64条	企業年金基金及び企業年金連合会（新連合会）の解示（公表）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	改令改正	完了済み	「国民年金基金令等の一部を改正する政令」（令和５年政令第300号）（10月6日公布・10月16日施行）により、公告について廃示とともにインターネットにより行うこととした。			
別表１	98	雇用保険法施行規則	厚生労働省	第118条第2項第1号	人材確保等支援助成金に係る開知方法（雇用管理責任者の選任に係る事業所における掲示）	書面掲示	1-①	2-4①	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「雇用安定事業の実施等について（令和５年３月31日付け職発0331第14号、雇労発0331第２号、開発0331第２号）」の発出により、雇用管理責任者の選任について、事業所における掲示のみならず、社内メール等の電磁的方法による労働者への開知も可能とするよう見直しを行った。			
別表１	144	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第7条	製造販売業の許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、必要な全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	145	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第16条	製造販売業の許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、必要な全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	146	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第91条の5	製造販売業の許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、必要な全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	147	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第91条の13	製造販売業の許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、必要な全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	148	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第91条の83	製造販売業の許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、必要な全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	149	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第91条の92	製造販売業の許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、必要な全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	150	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第98条	製造販売業の許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、必要な全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	151	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第116条の4	製造販売業の許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、必要な全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	152	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第140条	製造販売業の許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、必要な全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	153	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第150条の5	製造販売業の許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、インターネット公表を基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	158	飼料無給安定法施行規則	農林水産省	第2条	飼料無給安定法第八条の公表方法（地方農政局等の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、インターネット公表を基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	163	農業助成法施行規則	農林水産省	第9条	登録簿等の備付け	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、必要な全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	188	道路運送法	国土交通省	第27条第3項	事業者氏名等の掲示義務	書面掲示	1-②	2-4②	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年８月、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示が公布され、当該省令等の施行に伴い、車内での乗務員等の氏名などの掲示義務が廃止されたとともに、その他の情報の開示についても、アナログ手段に限定されたものではなく、デジタル手段による表示でも支障ない趣旨を踏まえた改正がなされている。			
別表１	215	道路法施行令	国土交通省	第19条の6第1項第1号	違法放置等物件を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	改令改正	未了		・道路管理者が保管した違法放置物件について、その占有者等の氏名及び住所を確知できず、当該物件の返還が不可能であるときに、所定の公示手続をとることとされている ・公示の日から一定期間経過により一定の法的効果が生じる。 以上の点で、公示送達制度と類似した制度となっているため。	令和８年５月 （可能な限り早期の完了を目指す）	民事訴訟法（平成８年法律第109号）において情報通信技術を用いた公示送達が定められたことを踏まえ、公示送達制度と類似した制度として同様の改正を行うところ、政令改正の実施に要する期間を勘案したため。
別表１	216	道路法施行令	国土交通省	第19条の9第1項	保管した違法放置物件を売却する際の必要情報開示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日程、定期検査・点検、書面閲示及び往訪閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国道治第353号、国道計第22号、国道災第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う違法放置等物件に関する事項の掲示については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表１	217	道路法施行令	国土交通省	第30条の3第1項第1号	放置車両を保管した場合の名称等の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	改令改正	未了		・道路管理者が保管した道路に長時間放置された車両について、その所有者等の氏名及び住所を確知できず、当該車両の返還が不可能であるときに、所定の公示手続をとることとされている ・公示の日から一定期間経過により一定の法的効果が生じる。 以上の点で、公示送達制度と類似した制度となっているため。	令和８年５月 （可能な限り早期の完了を目指す）	民事訴訟法（平成８年法律第109号）において情報通信技術を用いた公示送達が定められたことを踏まえ、公示送達制度と類似した制度として同様の改正を行うところ、政令改正の実施に要する期間を勘案したため。
別表１	230	成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令	国土交通省	第2条第1号	物件を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	改令改正	未了		・国土交通大臣が保管した物件について、当該物件の所有者等に対し当該物件を返還するため、所定の事項を一定期間、公示することとされている ・公示がされてから一定期間が経過してもなおその掲示に係る物件の返還を受けるべき者を確知することができない場合には、一定の法的効力が発生する 点で、公示送達制度と類似した制度となっているところ、他の公示送達制度と合わせて改正することが適当であるため。	令和８年５月 （可能な限り早期の完了を目指す）	民事訴訟法（平成８年法律第109号）において情報通信技術を用いた公示送達が定められたことを踏まえ、公示送達制度と類似した制度として同様の改正を行うところ、政令改正の実施に要する期間を勘案したため。
別表１	235	津波防災地域づくりに関する法律施行令	国土交通省	第8条第1項第1号	他の施設等を保管した場合の掲示（公告）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	改令改正	未了		・津波防護施設管理者が保管した工作物について、その所有者等の氏名及び住所を確知できず、工作物の返還が不可能であるときに、所定の公示手続をとることとされている。 ・公示がされてから一定期間が経過してもなお当該工作物を返還できない場合に、一定の要件下で売却、廃棄等の措置をとることができる。 以上の点で、公示送達制度と類似した制度となっているため。	令和８年５月 （可能な限り早期の完了を目指す）	民事訴訟法（平成８年法律第109号）において情報通信技術を用いた公示送達が定められたことを踏まえ、公示送達制度と類似した制度として同様の改正を行うところ、政令改正の実施に要する期間を勘案したため。
別表１	236	津波防災地域づくりに関する法律施行令	国土交通省	第11条第1項	保管した他の施設を売却する場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「津波防災地域づくりに関する法律等に規定する往訪閲覧・縦覧規制等の見直しについて（通知）」（令和５年９月29日付事務連絡・令和５年10月26日付事務連絡）の発出により、閲覧等の規定について、現行の手法と併せてインターネット利用を基本とすることを通知と同時にする趣旨の見直しを行った。			
別表１	241	鉄路標識法施行規則	国土交通省	第28条	廃関開催の公示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「鉄路標識法第 23 条第２項及び同法施行規則第 28 条の規定に基づく対応について」の発出により、廃関開催の公示においてインターネット・ホームページへの掲載等のデジタル技術を活用することを基本とする旨を明示した。			
別表１	245	土地収用法施行規則	国土交通省	第1条の3第2項	事業説明の会合を打ち切った際の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	土地収用法施行規則及び河川法施行規則を改正する省令（令和５年国土交通省令第80号）により、書面掲示に加え、ウェブサイトへの掲載を行うものとする改正を行った。			
別表１	246	土地収用法施行規則	国土交通省	第11条の4第2項	公聴会を打ち切った際の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	完了済み	土地収用法施行規則及び河川法施行規則を改正する省令（令和５年国土交通省令第80号）により、書面掲示に加え、ウェブサイトへの掲載を行うものとする改正を行った。			
別表１	247	土地収用法施行規則	国土交通省	第13条第1項第2号	補償等についての周知に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	未了		本年9月末までの見直し完了に向け省令改正作業を進めるにあたり、土地所有者及び関係人が不利益を被らないため、受けることができる補償等は確実に伝達される必要性の高い情報であることから、掲示方法の見直しについて慎重に検討を行うよう時間を要したため。	令和６年３月	改正方針が定まったため。直近の見直し完了期限において改正を行うこととする。
別表１	248	土地収用法施行規則	国土交通省	第13条の3	事業の廃止等に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	省令改正	未了		本年9月末までの見直し完了に向け省令改正作業を進めるにあたり、土地所有者及び関係人が不利益を被らないため、事業の廃止等は確実に伝達される必要性の高い情報であることから、掲示方法の見直しについて慎重に検討を行うよう時間を要したため。	令和６年３月	改正方針が定まったため。直近の見直し完了期限において改正を行うこととする。
別表１	250	港湾法施行規則	国土交通省	第3条の10	船舶の放置等を禁止する区域等の指定等に係る掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国土交通総第384号、国土総第53号、国土産第74号、国土技第63号）の発出により、この規定に基づく「公示」について、法第37条の11第２項（第55条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による区域又は物件の指定又はその廃止に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとされているが、より容易に情報を把握することができるよう、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法でも行う旨を明示した。			
別表１	251	港湾法施行規則	国土交通省	第11条の6第1項及び第2項	指定の申請の内容の掲示（公告）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国土交通総第384号、国土総第53号、国土産第74号、国土技第63号）の発出により、この規定に基づく「公告」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	252	港湾法施行規則	国土交通省	第11条の7	港湾運営会社の指定に係る掲示（公示）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和５年９月29日付国土交通総第384号、国土総第53号、国土産第74号、国土技第63号）の発出により、この規定に基づく「公示」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	253	港湾法施行規則	国土交通省	第11条の8	商号等変更の届出に係る公示（掲示義務）	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閣示一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和５年９月29日付国土交通総第384号、国土総第53号、国土産第74号、国土技第63号）の発出により、この規定に基づく「公示」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要所 見直し「可」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずとも、デジタル庁担当性が確保できていると整理済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	254	港湾法施行規則	国土交通省	第15条の11第2項	特定利用漁港計画の作成に係る掲示（公告）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第３４４号、国港規第５３号、国港産第７４号、国港技第６３号）の発出により、この規定に基づく「閲覧」について、既に特定港湾情報提供施設設定の写しを港湾管理者の事務所に置えて一般の閲覧に供するものとされているが、より容易に情報を把握することができるよう、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法でも行う旨を明示した。			
別表１	255	港湾法施行規則	国土交通省	第15条の13	共同化促進施設協定の認可等の申請に係る掲示（公告）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第３４４号、国港規第５３号、国港産第７４号、国港技第６３号）の発出により、この規定に基づく「閲覧」について、既に特定港湾情報提供施設設定の写しを港湾管理者の事務所に置えて一般の閲覧に供するものとされているが、より容易に情報を把握することができるよう、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法でも行う旨を明示した。			
別表１	256	港湾法施行規則	国土交通省	第17条の4第2項及び第3項	特定埠頭の運営に係る手続き明に係る掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第３４４号、国港規第５３号、国港産第７４号、国港技第６３号）の発出により、この規定に基づく「公告」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	257	港湾法施行規則	国土交通省	第33条第1項第1号	工作物等を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	省令改正	未了		工作物等を設置した特定の者への通知（掲示）を想定しており、当該特定の者の所在が明らかでないという事情に基づき行われること、公示の日から一定期間経過により一定の法的効果が生じる点等で、公示送達と類似した制度となっている。 この点、公示送達に関する民事訴訟法の改正の規定とこれに基づき今後制定予定の最高裁規則の規定ぶりを踏まえて対応する必要があるため、完了時期を後ろ倒しにする。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	民事訴訟法の改正（令和４年５月に成立・公布）の該当箇所の施行が令和8年5月24日までの政令を定める日となっており、最高裁判所において行う最高裁規則改正によって規定が定まることから、それを踏まえた見直しを行うため、完了は令和6年7月以降となる。
別表１	258	港湾法施行規則	国土交通省	第36条第1項	保管した工作物等を売却する場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第３８４号、国港規第５３号、国港産第７４号、国港技第６３号）の発出により、この規定に基づく「掲示」について、原則として、港湾管理者、都道府県又は港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	259	運輸審議会一般規則	国土交通省	第4条	運輸審議会の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	省令改正	未了		・不利益処分に係る公聴会の開催にあたり、運輸審議会は、当該不利益処分の名宛人となるべき者に対する通知を、その者の所在が判明しない場合において、所定の事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を公示することによって行うことができるとされており、運輸審議会一般規則第４条において、運輸審議会が公示する事項は運輸審議会の掲示板に掲示するものとしている ・公示の日から一定期間が経過した場合には、一定の法的効力が発生する 点で、公示送達制度と類似した制度となっていたため。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	民事訴訟法（平成８年法律第109号）において情報通信技術を用いた公示送達が定められたことを踏まえ、公示送達制度と類似した制度として問題の改正を行うところ、省令改正の実施に要する期間を勘案したため。
別表１	262	港湾運送事業法施行規則	国土交通省	第22条第3項	港湾運送事業の停止命令等に係る意見聴取時の掲示（公示）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閣示一共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和５年９月29日付国港総第５０号）の発出により、この規定に基づく「公示」について、原則として、地方運輸局等の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	263	港湾運送事業法施行規則	国土交通省	第23条第2項	港湾運送事業の停止命令等に係る意見聴取時の掲示（公示）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度10月～３月	閣示一共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和５年９月29日付国港総第５０号）の発出により、この規定に基づく「公示」について、原則として、地方運輸局等の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	277	鉄道事業法施行規則	国土交通省	第42条の2	鉄道事業の休止届出があった際の掲示（公示）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「住民閲覧・縦覧及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国鉄総第１９８号）の発出により、第42条の2の規定に基づき実施される掲示について、インターネットによる掲示等のデジタル技術を活用した方法により実施することを基本とする旨通知した。			
別表１	278	鉄道事業法施行規則	国土交通省	第72条	所定運賃等の上限の認可に関する事案について調査を開始しようとする際の掲示（公示）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「住民閲覧・縦覧及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国鉄総第１９８号）の発出により、第72条の規定に基づき実施される掲示について、インターネットによる掲示等のデジタル技術を活用した方法により実施することを基本とする旨通知した。			
別表１	279	鉄道事業法施行規則	国土交通省	第75条の2	鉄道事業の停止命令等に係る聴聞を実施する際の掲示（公示）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「住民閲覧・縦覧及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国鉄総第１９８号）の発出により、第75条の2の規定に基づき実施される掲示について、インターネットによる掲示等のデジタル技術を活用した方法により実施することを基本とする旨通知した。			
別表１	292	首都圏近郊緑地保全法施行規則	国土交通省	第4条（同規則第5条において準用する場合を含む。）	管理協定の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閣示一共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月28日付国国広第32号）の発出により、公的証明書等の申請から発行、掲示・公示に至るまでの全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	293	近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則	国土交通省	第5条（同規則第6条において準用する場合を含む。）	管理協定の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度10月～３月	閣示一共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月28日付国国広第32号）の発出により、公的証明書等の申請から発行、掲示・公示に至るまでの全てのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	295	都市再生特別措置法施行規則	国土交通省	第8条の2（同規則第8条の4において準用する場合を含む。）（上記2条が第8条の6、第8条の8、第8条の13、第28条で準用する場合を含む。）	都市再生歩行者経路協定の認可等の申請等の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国国広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該会合については、物理的な方法による掲示等を行う場合であっても、併せてインターネットに情報を掲載することを基本とし、オンラインと閲覧可能な状態とするなどの対応を依頼した。			
別表１	296	都市再生特別措置法施行規則	国土交通省	第8条の10（同規則第8条の11において準用する場合を含む。）	管理協定の縦覧に係る掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国国広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該会合については、物理的な方法による掲示等を行う場合であっても、併せてインターネットに情報を掲載することを基本とし、オンラインと閲覧可能な状態とするなどの対応を依頼した。			
別表１	300	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための仮設構の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則	国土交通省	第6条第1項	放置等を禁止する物件の指定又はその掲示の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、事務連絡「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための仮設構の保全及び拠点施設の整備等に関する法律関係）」（令和５年９月29日付）を発出し、この規定に基づく「掲示」について、原則として、地方整備局の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	301	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための仮設構の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則	国土交通省	第8条第1項第1号	工作物等を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、事務連絡「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための仮設構の保全及び拠点施設の整備等に関する法律関係）」（令和５年９月29日付）を発出し、この規定に基づく「掲示」について、原則として、地方整備局の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	302	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための仮設構の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則	国土交通省	第11条第1項	保管した工作物を売却する場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、事務連絡「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための仮設構の保全及び拠点施設の整備等に関する法律関係）」（令和５年９月29日付）を発出し、この規定に基づく「掲示」について、原則として、地方整備局の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	313	海岸法施行令	国土交通省 農林水産省	第3条の4第1項第1号	施設を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	政令改正	未了		特定の者を対象とする公示の開始から一定期間の経過を以て別の法的効果が発生する規定である本条項については、インターネットにおける公表の起算日の設置い等、インターネットにおける公示送達制度に係る政令改正の検討と併せて、デジタル庁担当性の観点から、具体的な見直しを進めることが適当であるため。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	左記の理由から、公示送達制度のオンライン化を施行した民事訴訟法改正やデジタル一括法と同様の施行日とすることが適当であるため。
別表１	314	海岸法施行令	国土交通省 農林水産省	第3条の7第1項	施設を売却する際の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた海岸関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５農振第1713号・５水港第1608号・国水海第34号・国港海第161号）により、必要な全てのプロセスについては、デジタル技術を活用して行うことを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	315	海岸法施行規則	国土交通省 農林水産省	第4条の4第1項	動物の生息地等の保護に支障を及ぼすおそれがある行為の指定の掲示（公示）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた海岸関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５農振第1713号・５水港第1608号・国水海第34号・国港海第161号）により、必要な全てのプロセスについては、デジタル技術を活用して行うことを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	316	海岸法施行規則	国土交通省 農林水産省	第4条の5第1項及び第2項	海岸の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定等の掲示（公示）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた海岸関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５農振第1713号・５水港第1608号・国水海第34号・国港海第161号）により、必要な全てのプロセスについては、デジタル技術を活用して行うことを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	317	許可割賦販売兼者等の営業保証金等に関する規則	経済産業省 法務省	第14条第3項	割賦販売法施行令第十一条第二項等に規定する公示の方法（許可割賦販売兼者等のまたは民兼所の所在地を管轄する経済産業局の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	省令改正	完了済み	許可割賦販売兼者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令（令和5年9月8日公布）により、インターネット公表を基本とするための見直しを行い、その旨を官報に掲載した。			
別表１	318	小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省	第3条	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に資する事項を掲示すること	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		従来は判断基準省令の改正を検討していたが、関係者との調整の過程で、「消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報を提供」する手段として、「その他の施策を講ずることとより の中でデジタル技術を活用した情報提供が可能であると解釈し、その具体例を周知することで足りるとの結論に至った。それを踏まえ、現在、具体例及びその周知方法の検討を行っているため。	令和５年11月	左記のデジタル技術を活用した情報提供の具体例及びその周知方法について速やかに検討を実施し、関係者と調整の上で可能な限り早期に見直しを行う。
別表１	319	戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令	総務省 法務省	第1条	特定の事務を取り扱う郵便局における指定地方公共団体等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	省令改正	未了		デジタル臨時行政調査会事務局における書面掲示規制の見直しの内容（モデル条文案等）と整合等を図りつつ、関係者の意見を聞きながら内容を検討し、意見募集等の手続を経ることに時間を要したため。 （関係者との調整は国に終えており、省令の円滑な施行R6.4.1に向けて、関係者においても準備を進めている。）	令和６年４月	当該条項の改正については意見募集手続が必要であり、11月10日に意見募集の開始発表を実施し、12月11日まで意見募集を行っている。その後速やかに制定手続を進めて、令和5年12月までには公布予定。周知期間を考慮し、施行は令和６年４月１日予定。
別表１	320	戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令	総務省 法務省	第1条	公共サービス実施民間事業者における委託地方公共団体等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	省令改正	未了		デジタル臨時行政調査会事務局における書面掲示規制の見直しの内容（モデル条文案等）と整合等を図りつつ、関係者の意見を聞きながら内容を検討し、意見募集等の手続を経ることに時間を要したため。 （関係者との調整は国に終えており、省令の円滑な施行R6.4.1に向けて、関係者においても準備を進めている。）	令和６年４月	当該条項の改正については意見募集手続が必要であり、11月10日に意見募集の開始発表を実施し、12月11日まで意見募集を行っている。その後速やかに制定手続を進めて、令和5年12月までには公布予定。周知期間を考慮し、施行は令和６年４月１日予定。

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要所 見直し「可」かつ、現在Phase が２又は３の条件に、当てはまるものとも、デジタル庁担当性が確保できていると見解記述	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	321	災害対策基本法施行令	内閣府 総務省	第24条	応急公用負担に係る掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「災害対策基本法施行令における「掲示」に関する運用について（周知）」（令和５年９月29日付事務連絡）の発出により、当該条項に基づく「掲示」については、「掲示」を行った上で、当該掲示した内容について、併せてインターネットを利用する方法も活用することが可能である旨を明示した。			
別表１	322	災害対策基本法施行令	内閣府 総務省	第26条第1項第1号	工作物を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「災害対策基本法施行令における「掲示」に関する運用について（周知）」（令和５年９月29日付事務連絡）の発出により、当該条項に基づく「掲示」については、「掲示」を行った上で、当該掲示した内容について、併せてインターネットを利用する方法も活用することが可能である旨を明示した。			
別表１	331	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令	農林水産省 経済産業省 環境省	第9条	再生利用事業に係る料金の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	省令改正	未了		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律についてはデジタル規制改革推進一括法により書面掲示規制の見直しに係る改正を行ったところ、これに伴う省令改正（原５条等）について、内容の検討や業界への周知期間も勘案して、令和６年４月１日施行とすることを予定している。 同じ省令の中で施策されている同内容の書面掲示規制見直しについて、見直しの内容・規定公示後行期間が異なることは、事業者間で必要となる対応を考えても不適当であることから、一括法と同時期の施行日とする必要がある。	令和６年４月	左記の理由により、 デジタル一括法による食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律改正と同様の施行日とすることが適当であるため。
別表１	332	大規模地震対策特別措置法施行令	内閣府 総務省	第13条	応急公用負担の手続における掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「大規模地震対策特別措置法施行令における「掲示」に関する運用について（周知）」（令和５年９月29日付事務連絡）の発出により、当該条項に基づく「掲示」については、「掲示」を行った上で、当該掲示した内容について、併せてインターネットを利用する方法も活用することが可能である旨を明示した。			
別表２	68	行政書士法	総務省	第10条の2	報酬額の掲示義務	書面掲示	1-②	2-4①②	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「行政書士法に基づく報酬の額の掲示に関する緩和事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月28日付総行行第410号）の発出により、掲示内容の表現をインターネットを利用した方法で行うことが望ましい旨を明確化した。			
別表２	69	地方自治法施行令	総務省	第95条の2	署名証明時の情報掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する緩和事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行行第409号・総行作第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の表示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を明示した。			
別表２	70	地方自治法施行令	総務省	第104条第2項	弁明要旨の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する緩和事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行行第409号・総行作第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の表示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を明示した。			
別表２	71	市町村の合併の特例に関する法律施行令	総務省	第16条第2項	合併協議会設置協議に関する掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する緩和事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行行第409号・総行作第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の表示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を明示した。			
別表２	72	大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令	総務省	第2条第2項	特別区設置協定書の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する緩和事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行行第409号・総行作第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の表示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を明示した。			
別表２	74	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則	総務省	第1条の4	公害等調整委員会又は直定委員会のする公示又は公表の方法（委員会の事務局の掲示場に掲示）	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	省令改正	完了済み	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第１条の４（昭和26年土地調整委員会規則第２号）を令和５年11月１日に改正し、公害等調整委員会又は直定委員会が行う急迫の場合の公示の方法について、インターネットの利用を主たる方法とした。			
別表２	80	所事施設及び被収容者の処遇に関する規則	法務省	第71条第3項	所事施設における面会日の掲示（公告）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	面会日の掲示に係る文書を発出し（令和5年10月16日付け）、インターネットによる掲示について明確化した。			
別表２	83	少年院法施行規則	法務省	第56条第3項	面会日の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	面会日を掲示した上でそれに係る文書を発出し（令和5年10月16日付け）、インターネットによる掲示について明確化した。			
別表２	85	少年鑑別所法施行規則	法務省	第47条第3項	面会日の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	面会日を掲示した上でそれに係る文書を発出し（令和5年10月16日付け）、インターネットによる掲示について明確化した。			
別表２	94	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則	財務省	第11条の19	酒類小売業における酒類販売管理者情報の掲示義務	書面掲示	2-4①②	2-4①②	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	業界団体に対し、酒類販売管理者情報についての変情に応じたデジタル掲示の勧奨を促すための事務連絡を発出した。			
別表２	102	と畜場法	厚生労働省	第12条第3項	と畜場内における使用料等の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度 10月～３月	関係一第五 労働省１	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年８月、「と畜・食鳥検査等に関する実態調査の結果について」（令和５年８月３日付薬生食監発0803第２号）の発出により、掲示情報のデジタル化、インターネットの利用による公開等、デジタル技術を活用することは可能である旨を明示した。			
別表２	104	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第9条の5	取り扱う医薬品区分等必要情報の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	未了 （令和６年１月５日の通知の通用をもって完了予定）	薬局機能情報提供制度に係る改正省令を令和５年11月１日に公布し、併せて、同日に発出した通知において、取り扱う医薬品の区分等について当該制度に基づいて公開できる旨を示している。併せて、当該制度に基づく報告をシステムとで行う方法を整備したことから、オンラインでの手続きへの移行に努めるよう薬品後に依頼した。同通知の内容は令和６年１月５日に通用され、見直しが完了する予定。 なお、インターネット販売を行う等の場合には、従前より、許可を有している旨など、必要な事項の表示をウェブサイト等の販売を行う媒体上で行うこととされている。	薬局機能情報提供制度に基づく公表が可能であり、同制度の省令の改正（本件と別項目を含む）に伴う旨行通知により周知をもって対応する予定であったが、同改正省令の公布が遅れたため。	令和６年１月	令和５年11月１日に通知を発出したが、通用は令和６年１月５日となるため。
別表２	105	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第29条の4	取り扱う医薬品区分等必要情報の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	未了 （令和６年１月５日の通知の通用をもって完了予定）	薬局機能情報提供制度に係る改正省令を令和５年11月１日に公布し、併せて、同日に発出した通知において、取り扱う医薬品の区分等について当該制度に基づいて公開できる旨を示している。併せて、当該制度に基づく報告をシステムとで行う方法を整備したことから、オンラインでの手続きへの移行に努めるよう薬品後に依頼した。同通知の内容は令和６年１月５日に通用され、見直しが完了する予定。 なお、インターネット販売を行う等の場合には、従前より、許可を有している旨など、必要な事項の表示をウェブサイト等の販売を行う媒体上で行うこととされている。	薬局機能情報提供制度に基づく公表が可能であり、同制度の省令の改正（本件と別項目を含む）に伴う旨行通知により周知をもって対応する予定であったが、同改正省令の公布が遅れたため。	令和６年１月	令和５年11月１日に通知を発出したが、通用は令和６年１月５日となるため。
別表２	109	狂犬病予防法施行令	厚生労働省	第8条第1項第2号	業務区域等の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた対応について」（令和５年９月27日付事務連絡）の発出により、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第216号）第８条第１項で規定される、けい留されていない犬の業務を行う際の「業務区域等の掲示義務」に関して、同項各号に掲げる施策と併せてインターネット等による周知の実施に努めるよう周知した。			
別表２	110	勤労者財産形成促進法施行令	厚生労働省	第28条の4第5項	総立の認可を受けたとき等の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日、「デジタル臨時行政調査会での決定事項を踏まえた勤労者財産形成促進法施行令に係る対応について」（令和５年９月29日付厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課事務連絡）を発出し、事務所の掲示板への掲示義務に併せて、インターネットを利用した掲示も可能であることを明確化した。			
別表２	117	クリーニング業法施行規則	厚生労働省	第1条の2第1号	賃借の申出先の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①	要	令和５年度 10月～３月	関係一共通 ３	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	賃借の申出先について、営業者の利便により、既での店頭掲示や書面配布に加えて、デジタル技術等を活用した方法により、賃借の申出先を明示することも可能であることを、令和５年８月31日付けで自治体に通知した。			
別表２	124	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第3条 （第3条の雫用：第114条、第114条の長、第137条の7８、第142条、第155条、第178条、第194条の2）	許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	薬局機能情報提供制度に係る改正省令を令和５年11月１日に公布し、併せて、同日に発出した通知において、取り扱う医薬品の区分等について当該制度に基づいて公開できる旨を示している。併せて、当該制度に基づく報告をシステムとで行う方法を整備したことから、オンラインでの手続きへの移行に努めるよう薬品後に依頼した。また、上記と別に、許可の申請に係る手続きにおいて、デジタル技術を活用し、機械的に非対面での方法を活用いただくよう薬品後に依頼した。 なお、インターネット販売を行う等の場合には、従前より、許可を有している旨など、必要な事項の表示をウェブサイト等の販売を行う媒体上で行うこととされている。			
別表２	134	雇用保険法施行規則	厚生労働省	第102条の5第2項第1号イの（４）	労働移動支援助成金に係る職業紹介事業者における掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	省令改正	完了済み	令和４年度末の雇用保険法施行規則の省令改正により、同意制度に係る標識掲示要件を廃止し、職業紹介事業者等の要件として「職業安定局長が定める基準を満たす」ことを規定する旨改正した。			
別表２	135	雇用保険法施行規則	厚生労働省	第110条第2項及び第7項、第9項、第11項、第12項	特定求職者雇用開発助成金に係る職業紹介事業者等における掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	省令改正	完了済み	令和４年度末の雇用保険法施行規則の省令改正により、同意制度に係る標識掲示要件を廃止し、職業紹介事業者等の要件として「職業安定局長が定める基準を満たす」ことを規定する旨改正した。			
別表２	136	雇用保険法施行規則	厚生労働省	第110条の3第2項及び第3項	トライアル雇用助成金に係る職業紹介事業者等における掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	省令改正	完了済み	令和４年度末の雇用保険法施行規則の省令改正により、同意制度に係る標識掲示要件を廃止し、職業紹介事業者等の要件として「職業安定局長が定める基準を満たす」ことを規定する旨改正した。			
別表２	137	雇用保険法施行規則	厚生労働省	第112条第2項第1号から第4号	地域雇用開発助成金における職業紹介事業者等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	省令改正	完了済み	令和４年度末の雇用保険法施行規則の省令改正により、同意制度に係る標識掲示要件を廃止し、職業紹介事業者等の要件として「職業安定局長が定める基準を満たす」ことを規定する旨改正した。			
別表２	156	農業協同組合法施行規則	農林水産省	第25条第3項	金銭債権等を取り扱う場合の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	省令改正	未了		本条項については、保険業法施行規則第53条の２第３項（別表２の60番）にならい、同様の規制を課しているものであ る。制度の並びの観点から、見直しの内容・規定公示や施行期間が異なることは、規制を受ける事界間で必要となる対応を考えても不適当であることから、保険業と同時期の見直しとする必要がある。	令和６年６月	左記の理由により、 保険業法施行規則第53条の２第３項（別表２の60番）と同様の見直し時期とすることが適当であるため。
別表２	157	電気工事業の業務の適正化に関する法律	経済産業省	第25条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	2-2②③	要	令和５年度 ４月～９月	関係一経済 産業省１	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、経済産業省HP（https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/koujigyouhouchikujyou.pdf）にて掲載している「電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年５月23日法律第96号)の逐条解説」の改正を行い、営業所及び電気工事の施工場所の掌、自社のHP等にも同様の事項を表示することが望ましい旨を明確化した。			
別表２	161	建設業法	国土交通省	第40条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	2-2②③	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	「建設業者の許可情報のインターネット公表の徹底について」（令和５年２月２日付国不建第539号）により、各建設業者が施工する建設工事の情報について、ウェブサイトでの公表を依頼した。			
別表２	163	国際観光ホテル整備法	国土交通省	第9条 （第18条第2項において準用する場合を含む。）	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	2-2①②③	要	令和５年度 ４月～９月	関係一共通 １	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日付で事務連絡を発出し、掲示すべき標識について、登録ホテル・旅館がウェブサイトを作成している場合は、登録ホテル・旅館における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示を推奨した。			
別表２	166	建築士法	国土交通省	第24条の5	建築士事務所における標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	2-2②③	要	令和６年度 ４月～６月	関係一国土 交通省９	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年７月、「標識の掲示及び書類の閲覧について（技術的助言）（令和５年７月３日付国住指第147号）」の発出により、ホームページ等インターネット上でも同様の内容を公開するよう見直しを行った。			
別表２	170	旅行業法	国土交通省	第12条第1項	料金の掲示義務	書面掲示	2-4①②	2-4①②	要	令和５年度 ４月～９月	関係一国土 交通省５	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日付で事務連絡を発出し、掲示すべき料金について、旅行業者がウェブサイトを作成している場合は、営業所における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示を推奨した。			
別表２	171	旅行業法	国土交通省	第12条の2第3項	旅行業約款の掲示義務	書面掲示	2-4①②	2-4①②	要	令和５年度 ４月～９月	関係一国土 交通省５	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日付で事務連絡を発出し、掲示すべき旅行業約款について、旅行業者がウェブサイトを作成している場合は、営業所における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示を推奨した。			
別表２	172	旅行業法	国土交通省	第12条の9第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2①②③	2-2①②③	要	令和５年度 ４月～９月	関係一国土 交通省５	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日付で事務連絡を発出し、掲示すべき標識について、旅行業者がウェブサイトを作成している場合は、営業所における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示を推奨した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要所 見直し「可」かつ、現在Phase#で2または3の条件は、当面しも要さずとも、デジタル化・利便性向上や現状できていると見解記述	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	176	浄化槽法	国土交通省	第30条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2(2)③	2-2(2)③	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「浄化槽工事業者の登録情報のインターネット公表の推進について」（令和５年２月２日付国不建第541～543号）による、各浄化槽工事業者が施工する浄化槽工事の情報について、ウェブサイトでの公表を依頼した。			
別表２	184	観光圏の整備による観光非常の来訪及び滞在の促進に関する法律	国土交通省	第12条第2項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2(2)③	2-2(2)③	要	令和５年度４月～９月	掲示一国土交通省５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日付で事務連絡を発出し、掲示すべき標識について、観光圏内限定旅行業者代理業者がウェブサイトを作成している場合は、営業所における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示を推奨した。			
別表２	186	特定多目的ダム法施行令	国土交通省	第18条	ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示を定めたもの	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	政令改正	未了		同法令において工程表に基づく対応とは別の改正（令和６年４月施行）を並行して行うこととなり、関係機関や関係事業者等の実務上の観点から、当該改正と施行を揃えることが望ましいため。	令和６年４月	同法令において工程表に基づく対応とは別の改正（令和６年４月施行）を並行して行うこととなり、関係機関や関係事業者等の実務上の観点から、当該改正と施行を揃えることが望ましいため。
別表２	187	宅地造成等規制法施行令	国土交通省	第21条	監督処分に係る掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		今般、宅地造成等規制法が全面的に改正され、新たに「宅地造成及び特定盛土等規制法」（農林水産省・国土交通省共管）として本年５月26日に施行され、本条項も改正されたところ（法施行令第38条）。書面掲示規制の義務対象となる都道府県・指定都市・中核市の現況を踏まえ、かつ共管省庁との所要の調整を経て、新たな見直しに時間を要するため。	令和６年６月	「宅地造成及び特定盛土等規制法」施行を受けて、都道府県・指定都市・中核市においても基礎調査や区域指定など制度改正が予定されており、これらの動向を踏まえて新たな見直しを行うためには、法施行から概ね１年程度を要し、見直し完了時期を「令和６年６月」とする必要があるため。
別表２	193	鉄道運動規程	国土交通省	第3条	時刻表等の掲示義務	書面掲示	1-②	2-4①②	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「住放閲覧・縦覧及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国鉄総第１９８号）の発出により、第３条の規定に基づき実施される掲示については、引き続き物理的な方法による掲示を行うことと併せて、インターネットによる掲示等のデジタル技術を活用した方法による掲示を行うことが望ましい旨通知した。			
別表２	194	鉄道転動通ジ運送規則	国土交通省	第2条第2項	要旨縦の表示料の掲示義務	書面掲示	1-②	2-4①②	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、国土交通省ホームページ（URL:https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr1_000048.html）において、第２条第２項の規定に基づき実施される掲示については、引き続き物理的な方法による掲示を行うことと併せて、インターネットによる掲示等のデジタル技術を活用した方法による掲示を行うことが望ましい旨通知した。			
別表２	195	鉄道運動規程	国土交通省	第8条第1項	時刻表等の掲示義務	書面掲示	1-②	2-4①②	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「住放閲覧・縦覧及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国鉄総第１９８号）の発出により、第８条第１項の規定に基づき実施される掲示については、引き続き物理的な方法による掲示を行うことと併せて、インターネットによる掲示等のデジタル技術を活用した方法による掲示を行うことが望ましい旨通知した。			
別表２	196	鉄道運動規程	国土交通省	第9条	運転休止時等の掲示義務	書面掲示	1-②	2-4①②	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「住放閲覧・縦覧及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国鉄総第１９８号）の発出により、第９条の規定に基づき実施される掲示については、引き続き物理的な方法による掲示を行うことと併せて、インターネットによる掲示等のデジタル技術を活用した方法による掲示を行うことが望ましい旨通知した。			
別表２	197	昭和19年運動通信省令第111号（荒荒入及荒迷入ア編知スルコト船ハ デル自迷運迷品等ノ公告二関スル件）	国土交通省	第1条第1項	荒荒入等不明の運迷品等に かゝる掲示（公告）義務	書面掲示	1-②	2-4①②	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「住放閲覧・縦覧及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国鉄総第１９８号）の発出により、第１条第１項の規定に基づき実施される掲示については、引き続き物理的な方法による掲示を行うことと併せて、インターネットによる掲示等のデジタル技術を活用した方法による掲示を行うことが望ましい旨通知した。			
別表２	217	河川法施行規則	国土交通省	第18条の2第1項から第3項	舟等が水門を通航する際に、長さ、幅等の制限について、注意を促すために掲示を定めた規程	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	省令改正	完了済み	土地収用法施行規則及び河川法施行規則の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第80号）の公布・施行により、公示内容をウェブサイトへの掲載を追加するための見直しを行った。			
別表２	220	都市計画法施行規則	国土交通省	第57条の3	都市施設等整備協定を締結した旨の公告としての掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年７月、「都市計画運用指針の改正について」（令和５年７月11日付国都計第57号）の発出により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４の規定に基づく技術的助言である都市計画運用指針において、当該公告については、書面を役所等に備え付ける方法により引き代わりに、原則としてインターネットに掲載を掲載し、オンライン上で閲覧可能な状態とすべき旨を周知した。			
別表２	256	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	国土交通省 環境省	第33条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2(2)③	2-2(2)③	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「解体工事業者の登録情報のインターネット公表の推進について」（令和５年２月２日付国不建第540号）により、各解体工事業者が施工する解体工事の情報について、ウェブサイトでの公表を依頼した。			
別表２	259	住宅宿泊事業法	国土交通省 厚生労働省	第13条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2(2)③	2-2(2)③	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	届出住宅ごとに掲げる標識について、ウェブサイトを作成している場合は、届出住宅における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示が推奨される旨、９月29日付けで事務連絡（観光庁・厚生労働省連名）を発出した。			
新規	20	地方自治法施行令	総務省	第99条	事務の製造の署名証明時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する留意事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行情第409号・総行市第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の告示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を助言した。			
新規	21	地方自治法施行令	総務省	第100条	議会の解散の署名証明時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する留意事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行情第409号・総行市第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の告示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を助言した。			
新規	22	地方自治法施行令	総務省	第110条	議会の議員の解職の署名証明時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する留意事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行情第409号・総行市第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の告示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を助言した。			
新規	23	地方自治法施行令	総務省	第116条	長の解職の署名証明時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する留意事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行情第409号・総行市第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の告示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を助言した。			
新規	24	地方自治法施行令	総務省	第121条	主要公務員の解職の署名証明時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する留意事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行情第409号・総行市第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の告示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を助言した。			
新規	25	地方自治法施行令	総務省	第181条第2項	特別法の住民投票の法律及びその要旨の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する留意事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行情第409号・総行市第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の告示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を助言した。			
新規	26	地方自治法施行令	総務省	第113条	議会の議員の解職の請求要旨及び弁明要旨の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する留意事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行情第409号・総行市第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の告示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を助言した。			
新規	27	地方自治法施行令	総務省	第116条の2	普通地方公共団体の長の解職の弁明要旨の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する留意事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行情第409号・総行市第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の告示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を助言した。			
新規	28	市町村の合併の特例に関する法律施行令	総務省	第30条第2項	同一請求に基づく合併協議会設置協議に関する掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「地方自治法等に基づく地方公共団体の事務処理に関する留意事項について（デジタル原則等関係）（通知）」（令和５年９月27日付総行情第409号・総行市第96号・総行総第28号）の発出により、掲示内容の告示をインターネットを利用した方法で行うこと等が望ましい旨を助言した。			
新規	35	公的年金制度の健全性及び保険性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び保険性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令	厚生労働省	第6条	存続厚生年金基金の規約の変更に係る掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル臨時行政調査会での決定事項を踏まえた公的年金制度の健全性及び保険性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第３条第２項によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第６条に係る対応について（令和５年10月６日）の発出により、官報への掲載、掲示板への掲示のほか、インターネットによる方法を推奨する見直しを行った。			
新規	36	公的年金制度の健全性及び保険性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び保険性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令	厚生労働省	第54条の規定により準用される第6条	企業年金連合会（存続連合会）の規約の変更に係る掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	政令改正	完了済み	「国民年金基金令等の一部を改正する令」（令和５年政令第300号）（10月6日公布・10月16日施行）により、公告について掲示とともにインターネットにより行うこととした。			
新規	48	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第19条の6	保管のみを行う製造所に係る登録証の掲示義務	書面掲示	2-2(2)③	3-2	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	省令改正	完了済み	令和５年９月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第48号）等により、必要な全ての書類をオンラインでデジタルとすることを基本とするための一連の見直しを行った。			
新規	98	海岸法施行規則	国土交通省 農林水産省	第11条	一般公共海岸区域での、施設を設置した場合の掲示（公示）義務、施設を恐れる際の掲示義務、動物の生息地等の保護に支障を及ぼすおそれがある行為の指定や掲示（公示）義務、海岸の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定等の掲示（公示）義務、廃棄入札における掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた海岸関係法令の運用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５農振第1713号・５水港第1609号・国水海第34号・国港海第16号）により、必要な全てのプロセスについては、デジタル技術を活用して行うことを基本とするための一連の見直しを行った。			
新規	99	住宅宿泊事業法	国土交通省	第60条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2(2)③	2-2(2)③	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日付で事務連絡を発出し、掲示すべき標識について、住宅宿泊仲介業者がウェブサイトを作成している場合は、営業所又は事務所における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示を推奨した。			
新規	103	河川法施行令	国土交通省	第31条	ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	掲示一共通１	政令改正	未了		同法令において工程表に基づく対応とは別の改正（令和６年４月施行）を並行して行うこととなり、関係機関や関係事業者等の実務上の観点から、当該改正と施行を揃えることが望ましいため。	令和６年４月	同法令において工程表に基づく対応とは別の改正（令和６年４月施行）を並行して行うこととなり、関係機関や関係事業者等の実務上の観点から、当該改正と施行を揃えることが望ましいため。

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phase が2または3の条件に、当てはまるものは、なぜ「デジタル庁が対応性が確保できていると認識」	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	104	河川法施行規則	国土交通省	第26条	ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		本条項の上位法令である河川法施行令第31条の改正（工程表に基づく対応・令和６年４月施行）において、その具体的内容を下位法令において定めることとしたため、当該内容につき省令改正を施策する必要がなした。	令和６年４月	本条項の上位法令である河川法施行令第31条の改正（工程表に基づく対応・令和６年４月施行）において、その具体的内容を下位法令において定めることとしたため、当該内容につき省令改正を施策する必要がなした。
新規	105	特定多目的ダム法施行規則	国土交通省	第8条	ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		本条項の上位法令である特定多目的ダム法施行令第18条の改正（工程表に基づく対応・令和６年４月施行）において、その具体的内容を下位法令において定めることとしたため、当該内容につき省令改正を施策する必要がなした。	令和６年４月	本条項の上位法令である特定多目的ダム法施行令第18条の改正（工程表に基づく対応・令和６年４月施行）において、その具体的内容を下位法令において定めることとしたため、当該内容につき省令改正を施策する必要がなした。
新規	106	独立行政法人水資源機構法施行令	国土交通省	第17条	放流等による危害防止のための掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通1	政令改正	未了		同法令において工程表に基づく対応とは別の改正（令和６年４月施行）を定行して行うこととなり、関係機関や関係事業者等の実務上の観点から、当該改正と施行を揃えることが望ましいため。	令和６年４月	同法令において工程表に基づく対応とは別の改正（令和６年４月施行）を定行して行うこととなり、関係機関や関係事業者等の実務上の観点から、当該改正と施行を揃えることが望ましいため。
新規	110	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	国土交通省	第15条第1項	施工体系図の掲示義務（公衆の見やすい場所）	書面掲示	2-④①	2-④①	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」（令和４年１月27日付国不建第444～446号）により、デジタル技術を活用した掲示方法について明確化を行った。			
新規	111	住宅宿泊事業法	国土交通省	第55条	約款の掲示（公示）義務	書面掲示	2-④①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日付で事務連絡を発出し、公示すべき住宅宿泊仲介業約款について、住宅宿泊仲介業者がウェブサイトを作成している場合は、当該ウェブサイト上での公示を推奨した。			
新規	112	住宅宿泊事業法	国土交通省	第56条	料金の掲示（公示）義務	書面掲示	2-④①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日付で事務連絡を発出し、公示すべき料金について、住宅宿泊仲介業者がウェブサイトを作成している場合は、当該ウェブサイト上での公示を推奨した。			
新規	151	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第91条の４第１項	労働金庫及び労働金庫連合会の公告方法としての掲示義務	書面掲示	2-④①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「公告方法のデジタル原則について（周知）」の発出により、電子公告による公告を従す旨の周知をした。			
新規	152	信用金庫法	金融庁	第87条の４第１項	信用金庫及び信用金庫連合会の公告方法としての掲示義務	書面掲示	2-④①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「公告方法のデジタル原則について（周知）」の発出により、電子公告による公告を従す旨の周知をした。			
別表1	20	日本学術会議会則	内閣府	第18条第5項	会議録の閲覧	仕訳閲覧	2-④① 2-④②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	省令改正	完了済み	令和５年４月、日本学術会議総会において「日本学術会議会則」を改正し、総会の会議録について、「インターネットを利用して閲覧の用に供するものとする。」と現地での閲覧に限らない旨とした。			
別表1	90	独立行政法人国民生活センター法施行規則	消費者庁	第2条	紛争解決委員会委員及び特別委員の名簿の閲覧	仕訳閲覧	2-④① 2-④②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	省令改正	完了済み	令和５年９月、独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令により、ウェブサイト上での名簿の閲覧を可能とする措置の見直しを行い、国民生活センターのウェブサイト上で引き続き公表する旨を国民生活センターへ通知した。			
別表1	91	独立行政法人国民生活センター法施行規則	消費者庁	第35条第1項、第3項	事件の記録の閲覧	仕訳閲覧	2-③① 2-③② 2-③③	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	省令改正	完了済み	令和５年９月、独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令により、閲覧者の求めに応じてメール等により事件の記録の閲覧を可能とする措置の見直しを行った。			
別表1	95	消費者契約法	消費者庁 法務省	第31条第4項第1号	適格消費者団体の財務諸表等の閲覧	仕訳閲覧	2-③①	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月30日に「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」を改訂し、財務諸表等の消費者契約法第31条第２項各号に掲げる書類の閲覧及び閲覧等の方法に関して、電磁的記録により提人置き、電子メール等の電磁的方法により、請求を受け、提供することを基本とする旨を明記した（当該部分は令和５年６月１日より施行）。			
別表1	105	電波法	総務省	第38条の11第2項	登録証明機関の財務諸表等の事務所に備え置き閲覧	仕訳閲覧	2-③① 2-③② 2-③③	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年5月、「財務諸表等の備付及び閲覧等のデジタル対応の実施について（通知）」（令和5年5月25日付総基電第112号）の発出により、財務諸表等の備付及び閲覧等のデジタル対応について通知と、デジタル対応を実現する旨を明確化した。			
別表1	110	第一種指定電気通信設備接続会計規則	総務省	第10条第2項	接続会計報告書等の写しの縦覧	仕訳閲覧	2-④① 2-④②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	省令改正	未了		アナログ規制の見直しの実効性を高めるため、デジタル臨時行政調査会による点検対象の文書以外の公表方法についても、関係する事業者の意見を踏まえて、追加的に見直す（※）とともに、当該事項を規定する省令の他の規定の改正も一体的に行うこととしたため。 （※） ・　指定設備接続約款の公表方法（改正後の電気通信事業法施行規則第23条の８及び第23条の９の６） ・　卸電気通信役務に関する契約約款の公表方法（同第25条の７の２） ・　第一種適格事業者の非指定設備接続約款の公表方法（同第40条の４の３）	令和５年12月	当該条項の改正については電気通信事業法（昭和59年法律第86号）169条の規定に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会への必要的諮問事項とされているところ、既に同審議会への諮問を行っており（９月19日付）、意見募集手続を経て、11月22日に答申を頂きたいと考えている。その後、速やかに制定手続を行い、令和５年12月中には公布・施行予定。
別表1	137	第二種指定電気通信設備接続会計規則	総務省	第10条第1項	報告書の縦覧	仕訳閲覧	2-④① 2-④②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	省令改正	未了		アナログ規制の見直しの実効性を高めるため、デジタル臨時行政調査会による点検対象の文書以外の公表方法についても、関係する事業者の意見を踏まえて、追加的に見直す（※）とともに、当該事項を規定する省令の他の規定の改正も一体的に行うこととしたため。 （※） ・　指定設備接続約款の公表方法（改正後の電気通信事業法施行規則第23条の８及び第23条の９の６） ・　卸電気通信役務に関する契約約款の公表方法（同第25条の７の２） ・　第一種適格事業者の非指定設備接続約款の公表方法（同第40条の４の３）	令和５年12月	当該条項の改正については電気通信事業法（昭和59年法律第86号）169条の規定に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会への必要的諮問事項とされているところ、既に同審議会への諮問を行っており（９月19日付）、意見募集手続を経て、11月22日に答申を頂きたいと考えている。その後、速やかに制定手続を行い、令和５年12月中には公布・施行予定。
別表1	142	有線電気通信法施行規則	総務省	第12条第3項	調書の閲覧	仕訳閲覧	2-③① 2-③② 2-③③	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		当初は通達等の発出による対応を検討していたが、アナログ規制の見直しの実効性を高めるため、閲覧主体である国民に対し明確かつ確実による示す観点から省令改正を行うこととした。その際、当該事項を規定する省令の他の規定の改正も一体的に行うこととしたため。	令和５年12月	意見募集終了（11月24日）後速やかに制定手続を進め、令和５年12月中には公布・施行予定。
別表1	145	民間事業者による保書の送達に関する法律施行規則	総務省	第46条第3項	調書の閲覧	仕訳閲覧	2-③① 2-③② 2-③③	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「一般保書業事業及び特定保書業事業の許可等に係る総務本省の事務処理規程の制定について（通達）」（平成２５年７月９日総情保第４３号）の一部改正通達（令和５年９月２９日総情保第６５号）の発出により、民間事業者による保書の送達に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第２７号）第４６条第３項の規定に基づく調書の閲覧については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第８条及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第４８号）第１１条の規定により、インターネットの利用その他の方法による閲覧を含むことに留意する旨を明確化した。			
別表1	150	民事調停法	法務省	第12条の6第1項	記録の閲覧	仕訳閲覧	1-①	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一法務２	法律改正	未了	令和５年６月14日、当事者等が電子データをオンラインで閲覧することができる改正法を公布済み。改正法は公布後５年以内に施行することとされており、見直し が完了する予定。	民事関係手続を全面電子化する改正法の施行のためには、最高裁判所において新たなシステム開発が必要となるため。	令和10年６月（可能な限り早期の完了を目指す）	公布後5年以内という施行時期は、最高裁判所におけるシステム開発の見通しを踏まえて定められたものである。
別表1	151	検死法	法務省	第172条第1項、第4項	資料の閲覧	仕訳閲覧	1-①	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一法務２	法律改正	未了	令和５年６月14日、利害関係人等が電子データをオンラインで閲覧することができる改正法を公布済み。改正法は公布後５年以内に施行することとされており、見直し が完了する予定。	民事関係手続を全面電子化する改正法の施行のためには、最高裁判所において新たなシステム開発が必要となるため。	令和10年６月（可能な限り早期の完了を目指す）	公布後5年以内という施行時期は、最高裁判所におけるシステム開発の見通しを踏まえて定められたものである。
別表1	152	企業担保法	法務省	第16条	書類の閲覧	仕訳閲覧	2-③① 2-③② 2-③③	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一法務２	法律改正	未了	令和５年６月14日、利害関係人が電子データをオンラインで閲覧することができる改正法を公布済み。改正法は公布後５年以内に施行することとされており、見直し が完了する予定。	民事関係手続を全面電子化する改正法の施行のためには、最高裁判所において新たなシステム開発が必要となるため。	令和10年６月（可能な限り早期の完了を目指す）	公布後5年以内という施行時期は、最高裁判所におけるシステム開発の見通しを踏まえて定められたものである。
別表1	153	執行官法	法務省	第17条第2項	書類の閲覧	仕訳閲覧	1-①	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一法務２	法律改正	未了	令和５年６月14日、当事者等が電子データをオンラインで閲覧することができる改正法を公布済み。改正法は公布後５年以内に施行することとされており、見直し が完了する予定。	民事関係手続を全面電子化する改正法の施行のためには、最高裁判所において新たなシステム開発が必要となるため。	令和10年６月（可能な限り早期の完了を目指す）	公布後5年以内という施行時期は、最高裁判所におけるシステム開発の見通しを踏まえて定められたものである。
別表1	175	老人福祉法	厚生労働省	第30条第4項	会員名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-④②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月26日、「会員名簿に係る縦覧の手続について」（令和５年９月26日付事務連絡）の発出により、会員名簿を縦覧に供する場合には、Ｗｅｂページとで縦置きする方法で、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。			
別表1	191	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省	第20条	特定飼料等製造業者登録簿の閲覧	仕訳閲覧	2-③① 2-③② 2-③③	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
別表1	258	獣医師法	農林水産省	第8条第5項	資料の閲覧	仕訳閲覧	2-③① 2-③② 2-③③	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
別表1	271	動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第2項	治験に関する記録の閲覧	仕訳閲覧	2-③①	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
別表1	272	動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第2項	治験に関する記録の閲覧	仕訳閲覧	2-③①	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付け５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
別表1	290	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	経済産業省	第24条	登録機関総理機関の財務諸表等の閲覧	仕訳閲覧	2-③① 2-③② 2-③③	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年6月、変更契約により、「諸負事業者のインターネットサイトや電子メールを介した閲覧等の請求を可能」とする条項を登録調査機関との契約書（関連法標書）に追加した。総登録機関総理機関のHPにも財務諸表を掲載済み （https://www.papc.or.jp/papc/outline/#info）			
別表1	291	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	経済産業省	第39条	登録調査機関の財務諸表等の閲覧	仕訳閲覧	2-③① 2-③② 2-③③	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、各登録調査機関との契約書に含まれる仕様書において、対応すべき事項として追記した。			
別表1	327	商品投資顧問業者の業務に関する省令	経済産業省	第11条第3項	書類の閲覧	仕訳閲覧	2-④①	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	業務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表1	328	商品投資顧問業者の業務に関する省令	経済産業省	第13条	書類の閲覧	仕訳閲覧	2-④①	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧縦覧一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	業務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表1	333	道路法	国土交通省	第28条第3項	道路台帳の閲覧	仕訳閲覧	2-③① 2-③② 2-③③	3-3	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一国土交通省４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日概、定期検査・点検、書面閲示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第539号、国道利第22号、国道交第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う図面の閲覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。		
別表1	336	道路法	国土交通省	第18条第1項	道路の区域の決定又は変更の公示及び縦覧	仕訳閲覧	2-④① 2-④②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一国土交通省４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日概、定期検査・点検、書面閲示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第539号、国道利第22号、国道交第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う図面の縦覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。		

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「有」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、直しも要さずともデジタル世界適性が確保できていると主張要求	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	337	道路法	国土交通省	第18条第2項	道路の供用を開始又は廃止の際の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 国土交通省 4	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日概、定期検査・点検、書面縦示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う図面の縦覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表１	338	道路法	国土交通省	第48条の38第1項、第3項	利便施設協定の締結及び変更に際しての縦覧及び閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日概、定期検査・点検、書面縦示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う図面の縦覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表１	346	高速自動車国道法	国土交通省	第13条第2項	特別出道区域の指定の場合の図面の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 国土交通省 5	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日概、定期検査・点検、書面縦示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う特別出道区域の指定の場合の図面の縦覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表１	347	道路法施行規則	国土交通省	第1条の2第2項	路線の認定等の図面の事務所での縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 国土交通省 4	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日概、定期検査・点検、書面縦示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う図面の縦覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表１	348	港湾法	国土交通省	第38条第3項	臨港地区の案の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	349	港湾法	国土交通省	第38条第5項	臨港地区の区域の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	350	港湾法	国土交通省	第43条の11第6項	港湾運営会社等の指定の申請の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和５年９月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	351	港湾法	国土交通省	第45条の5第1項	特定港湾情報提供施設協定の締結前の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和５年９月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行うことを明示した。 当条ずれのため第45条の４第１項について見直しを実施			
別表１	352	港湾法	国土交通省	第45条の４第3項	特定港湾情報提供施設協定を締結時の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行うことを明示した。			
別表１	353	港湾法	国土交通省	第50条の6第6項	特定利用権進計画の特定貨物取扱埠頭機能高度化事業に関する事項の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行うことを明示した。			
別表１	354	港湾法	国土交通省	第50条の10	認可の申請に係る共同化促進協定の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行うことを明示した。			
別表１	355	港湾法	国土交通省	第50条の11第2項	共同化促進協定の認可の場合の共同協定の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、既に共同化促進協定を特定港湾管理者の事務所に備えて公衆の縦覧に供するものとされているが、より容易に情報を把握することができるよう、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法でも行うことを明示した。			
別表１	356	港湾法	国土交通省	第45条の４第4項	特定港湾情報提供施設協定の変更の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「閲覧」について、既に特定港湾情報提供施設協定の写しを港湾管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するものとされているが、より容易に情報を把握することができるよう、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法でも行うことを明示した。			
別表１	357	港湾法	国土交通省	第50条の19第1項	官民連携国際旅客船受入促進協定の縦覧	仕訳閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	358	港湾法	国土交通省	第50条の19第3項	官民連携国際旅客船受入促進協定の写しの閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、「閲覧」について、既に特定港湾情報提供施設協定の写しを港湾管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するものとされているが、より容易に情報を把握することができるよう、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法でも行うことを明示した。			
別表１	359	港湾法	国土交通省	第54条の3第4項	特定埠頭運営事業の認定申請の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「縦覧」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	361	運輸審議会一般規則	国土交通省	第23条	審理報告書の縦覧・閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	省令改正	完了済み	令和５年９月、審理報告書の公表は原則としてウェブサイトへの掲載により行うこととする２第２３条を改正した。			
別表１	362	運輸審議会一般規則	国土交通省	第31条第1項	公聴会の関係書類の閲覧場所等に係る公示	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	省令改正	完了済み	「仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について」（令和５年９月２９日付事務連絡）の発出により、公聴会の関係資料の閲覧場所に係る公示については、当該資料がウェイブサイトで閲覧可能であることを公示することをもって足りることとする趣旨の見直しを行った。			
別表１	363	運輸審議会一般規則	国土交通省	第33条	公聴会の関係書類の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	省令改正	完了済み	「仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について」（令和５年９月２９日付事務連絡）の発出により、公聴会の関係資料は、ウェブサイトに掲載し、閲覧に供することとする趣旨の見直しを行った。			
別表１	364	運輸審議会一般規則	国土交通省	第54条第2項	公述の記録の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	省令改正	完了済み	「仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について」（令和５年９月２９日付事務連絡）の発出により、公述の記録は、ウェブサイトに掲載し、閲覧に供することとする趣旨の見直しを行った。			
別表１	365	建築基準法施行規則	国土交通省	第3条の22第2項	財務諸表等の書面による閲覧電磁的な記録事項の転写又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「建築関係法令に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について（通知）」（令和５年９月29日付国住指第192号、国住街第23号、国住参建第223号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段にすることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	370	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	国土交通省	第12条第2項	事業区域が所在する市町村における 事業概要書の縦覧	仕訳閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「大深度地下の使用の認可に関する事業概要書に係るインターネット縦覧の推進について」（令和５年９月29日付け国不応第138号、138-2号）の発出により、、原則として書面で印刷に加え、ウェブサイトへの縦覧等のデジタル技術を活用した方法でも行う２３見知した。			
別表１	374	道路法	国土交通省	第47条の18第2項	道路一体建物に関する協定の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日概、定期検査・点検、書面縦示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う協定の閲覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表１	375	道路法施行規則	国土交通省	第4条の13第3項	自動車専用道路の指定等に係る図面の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日概、定期検査・点検、書面縦示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う図面の縦覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表１	376	道路法施行令	国土交通省	第19条の6第2項	保管違法放置物件一覧表の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日概、定期検査・点検、書面縦示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う保管違法放置等物件一覧表の閲覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表１	377	道路法施行令	国土交通省	第19条の11第1項,第2項	道路予定区域における保管違法放置物件一覧表の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日概、定期検査・点検、書面縦示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う保管違法放置等物件一覧表の閲覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phase が②又は③の条件に、当てはまればそれをデジタル化が可能性が確保できていると主張欄参	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	378	道路法施行令	国土交通省	第30条の3第2項	保管長時間放置車両一覧簿の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日程、定期検査・点検、書面掲示及び仕訳閲覧・総覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政策53号、国道利第22号、国道交第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う保管車両一覧簿の閲覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表１	399	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	国土交通省	第10条第1項	管理協定の総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧総覧一共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月28日付国土政策局第32号）の発出により、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を お願いする旨を明示した。			
別表１	400	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	国土交通省	第13条	管理協定の変更に係る総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧総覧一共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月28日付国土政策局第32号）の発出により、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を お願いする旨を明示した。			
別表１	401	景観法	国土交通省	第9条第5項	景観計画を定めた際の事務所での総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	402	景観法	国土交通省	第39条	管理協定の縦覧・認可の際の公告、事務所に備えて総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	403	景観法	国土交通省	第74条第2項	歴史景観地区の指定に係る公告・総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	404	景観法	国土交通省	第82条第1項	景観協定の認可の申請に係る公告・総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	405	景観法	国土交通省	第83条第3項	景観協定の認可に係る公告・事務所に備えて総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	418	港湾法施行規則	国土交通省	第14条の2	港湾会帳の備え置き、閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「閲覧」について、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	419	港湾法施行規則	国土交通省	第33条第2項	保管した工作物等一覧簿の事務所への備え付け、閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国港総第384号、国港経第53号、国港産第74号、国港技第63号）の発出により、この規定に基づく「総覧」について、原則として、地方整備局、都道府県は港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	420	航空法施行規則	国土交通省	第81条の13第2項	公述の記録の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「航空法第81条の13第２項に規定する公述記録の閲覧について」（令和５年９月29日付事務連絡）の発出 等により、デジタル技術を活用した方法による実施を基本とすることを明確化した。			
別表１	425	住宅地区改良法	国土交通省	第30条第2項	関係図書の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「住宅地区改良法に基づく事業計画の閲覧のオンライン化について（通知）」（令和５年９月29日付国住建第92号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化 と趣旨の見直しを行った。			
別表１	460	津波防災地域づくりに関する法律	国土交通省	第72条第3項	津波災害特別警戒区域として指定する案の総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「津波防災地域づくりに関する法律等に規定する仕訳閲覧・総覧規制等の見直しについて（通知）」（令和５年９月29日付事務連絡・令和５年10月26日付事務連絡）の発出により、閲覧等の規定について、インターネット利用を基本とすることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	464	都市公園法	国土交通省	第17条第3項	都市公園会帳の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	465	都市公園法	国土交通省	第22条第2項	公園一体建物に関する協定緑地の公示・写しの閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	省令改正	未了		本条項は書面掲示規制における見直し規定（別表１No.198）と同じ条項であるところ、協定又はその写しは、公園一体建物の新たな所有者になろうとする者がまた閲覧対象者であるため、公園一体建物において施設される書面掲示のデジタル化の達成が、当該閲覧対象者に対する閲覧方法のデジタル化の実効性を担保するうえ では欠かせない。 本条項における仕訳閲覧規制は、同条項中の書面掲示規制と同時期に見直すことが義務対象者である公園管理者にとって適当であるため、書面掲示規制の見直し完了時期に合わせることとした。	令和６年６月	本条項は書面掲示規制における見直し規定（別表１No.198）と同じ条項であるところ、協定又はその写しは、公園一体建物の新たな所有者になろうとする者がまた閲覧対象者であるため、公園一体建物において施設される書面掲示のデジタル化の達成が、当該閲覧対象者に対する閲覧方法のデジタル化の実効性を担保するうえ では欠かせない。 本条項における仕訳閲覧規制は、同条項中の書面掲示規制と同時期に見直すことが義務対象者である公園管理者にとって適当であるため、書面掲示規制の見直し完了時期に合わせて「令和６年６月」とすることとする。
別表１	466	都市公園法施行令	国土交通省	第23条第2項	保管工作物等一覧簿の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	475	都市再生特別措置法	国土交通省	第45条の3第1項	認可の申請に係る都市再生歩行者経路協定の総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	476	都市再生特別措置法	国土交通省	第45条の17第1項	管理協定の総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	477	都市再生特別措置法	国土交通省	第45条の5第2項	変更の申請に係る都市再生歩行者経路協定の総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	478	都市再生特別措置法	国土交通省	第45条の19	管理協定の変更に係る総覧及び公告	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	479	都市再生特別措置法	国土交通省	第73条第2項	認可の申請に係る都市再生整備歩行者経路協定の総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	480	都市緑地法	国土交通省	第25条第1項	管理協定を締結したとき又は認可の申請があったときの公告及び総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	481	都市緑地法	国土交通省	第27条	管理協定を認可したときの公告及び総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	482	都市緑地法	国土交通省	第46条第1項	緑地協定の認可の申請があったときの公告及び総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	483	都市緑地法	国土交通省	第47条第2項	緑地協定を認可したときの公告及び総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国土政策局第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該総覧等については、物理的な方法による総覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	492	道路運送車両法	国土交通省	第96条の10第2項1号	財務諸表等の備付け及び閲覧等	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「登録情報処理機関の財務諸表等の閲覧について（令和５年９月27日付国自情第175号）の発出により、電子メールを利用した方法による対応を基本とする旨を明確化した。			
別表１	493	道路運送法	国土交通省	第79条の3第3項	自家用有償旅客運送の登録簿の総覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	インターネットによる公表は道路運送法施行規則第35条の5第２項により義務付けているところ、改めてインターネットによる公表を行うよう通知した。			
別表１	533	踏切道改良促進法	国土交通省	第9条第1項,第3項	非常施設協定の備付け閲覧	仕訳閲覧	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	省令改正	完了済み	令和５年９月、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第26号）の改正並びに「仕訳閲覧・総覧及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国鉄総第１９８号）及び「令和５年９月、「日程、定期検査・点検、書面掲示及び仕訳閲覧・総覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政策53号、国道利第22号、国道交第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、第９条第１項及び第３項（これらを同条第４項において準用する場合を含む。）の深夜無人踏切道の閲覧及び総覧について、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した			
別表１	547	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	国土交通省	第23条第1項	登録簿の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「大深度地下の使用の認可に関する登録簿に係るインターネット閲覧の推進について（令和５年９月29日付付国不収第139号）の発出により、原則として書面での閲覧に加え、ウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法でも行うよう周知した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phaseが②又は③の条件に、見直し先をイ～ヘのどれか、利用目的が明確できていること を記述	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	548	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	国土交通省	第13条	登録簿の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく登録簿の閲覧のオンライン化について（通知）」（令和５年９月29日付国土賃第932号）の発出により、閲覧対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	551	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令	国土交通省	第7条第1項第8号	認定の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該閲覧等については、物理的な方法による閲覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	552	津波防災地域づくりに関する法律施行令	国土交通省	第8条第2項	一覧簿の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「津波防災地域づくりに関する法律等に規定する仕訳閲覧・縦覧規制等の見直しについて（通知）」（令和５年９月29日付事務連絡・令和５年10月26日付事務連絡）の発出により、閲覧等の規定について、インターネット利用を基本とすることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	553	道路運送車両法施行規則	国土交通省	第62条の2の7	登録情報処理機関登録簿の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	国土交通省ポータルサイトにおいてすでに公表している登録簿について、当該登録簿が道路運送車両法施行規則第62条の２の７の規定に基づく登録簿である旨を、令和５年９月26日に明記した。			
別表１	554	水防法施行規則	国土交通省	第3条	洪水浸水想定区域等の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	洪水想定区域図に避難所等の情報を追加した情報となるハザードマップについては、「水害ハザードマップ作成の手引き」において、インターネットによる公表を基本とする旨の記載があり、見直後Phaseの達成を確認。			
別表１	555	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための仮設物の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則	国土交通省	第8条第2項	工作物等一覧簿の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、事務連絡「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための仮設物の保全及び拠点施設の整備等に関する法律関係）」（令和５年９月29日付）を発出し、この規定に基づく「閲覧」について、原則として、当方整備箇所所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	556	国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則	国土交通省	第6条第2項	工作物等一覧簿の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、事務連絡「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）（国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則関係）」（令和５年９月29日付）を発出し、この規定に基づく「閲覧」については、原則として、当方整備箇所所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法により行う旨を明示した。			
別表１	557	車輌法施行規則	国土交通省	第31条第3項	書類の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該閲覧等については、物理的な方法による閲覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	583	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	環境省	第43条の4	海洋施設乗棄の許可の申請に係る公告・縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく公告及び縦覧のデジタル化について（通知）（令和５年10月10日環大気海第2310103号）を発出し、公告及び縦覧の原則デジタル化を明確化した。			
別表１	590	海岸法	国土交通省 農林水産省	第24条第2項	海岸保全区域台帳の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた海岸関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５農振第1713号・５水港第1600号・国水海第34号・国港海第161号）の発出により、閲覧者の利便性の向上の観点から、閲覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	591	海岸法	国土交通省 農林水産省	第37条の8	一般公共海岸区域台帳の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた海岸関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５農振第1713号・５水港第1600号・国水海第34号・国港海第161号）の発出により、閲覧者の利便性の向上の観点から、閲覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	592	海岸法施行令	国土交通省 農林水産省	第3条の4第2項	海岸保全区域に係る他の施設等一覧簿の事務所への備え付け・閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた海岸関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５農振第1713号・５水港第1600号・国水海第34号・国港海第161号）の発出により、閲覧者の利便性の向上の観点から、閲覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	593	海岸法施行令	国土交通省 農林水産省	第12条の5	一般公共海岸区域に係る他の施設等一覧簿の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた海岸関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５農振第1713号・５水港第1600号・国水海第34号・国港海第161号）の発出により、閲覧者の利便性の向上の観点から、閲覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表１	600	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律	国土交通省 経済産業省	第8条第3項,第7項	促進区域の指定・解除・区域変更の公告・縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	各所管省庁のHP上において、当該条項による縦覧を実施しており、見直後Phaseの達成を確認。 国土交通省 （https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000044.html） 資源エネルギー庁 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html#pub)			
別表１	602	許可割賦販売兼者等の営業保証金等に関する規則	法務省 経済産業省	第10条	謄書の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		謄書の閲覧については、①閲覧者であることを確認したうえで閲覧させる、②当該謄書には規則第９条第４号で出席した関係人の氏名及び住所を記載することが規定されている、ということから、デジタルでの閲覧を実現することは、権利による制度目的を逸脱した不特定多数者への流出や、不適正な加工・利用等のおそれがあり、プライバシー保護の観点から懸念があるため	令和6年6月	令後整備されるテクノロジーマップに掲載される技術を参照のうえ実現可能性について再検討するため
別表１	603	車輌行政図体及び車輌計画に関する省令	農林水産省 国土交通省 環境省	第3条	謄書の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月28日、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該縦覧等については、物理的な方法による縦覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
別表１	605	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	内閣府 文部科学省 経済産業省	第58条第3項	財務諸表の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査及び財務諸表の仕訳閲覧の実施等におけるデジタル技術の活用について」（内閣官11、５文科第787号、20230925資庁第２号）の発出により、財務諸表の閲覧に当たっては、ホームページ掲載等、デジタル技術を活用するよう、機構に求めた。			
別表１	607	証券賠償供託金配当令施行規則	法務省 経済産業省	第8条	謄書の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		謄書の閲覧については、①閲覧者であることを確認したうえで閲覧させる、②当該謄書には規則第７条第４号で出席した関係人の氏名及び住所を記載することが規定されている、ということから、デジタルでの閲覧を実現することは、権利による制度目的を逸脱した不特定多数者への流出や、不適正な加工・利用等のおそれがあり、プライバシー保護の観点から懸念があるため。	令和6年6月	令後整備されるテクノロジーマップに掲載される技術を参照のうえ実現可能性について再検討するため
別表１	614	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第87条	株式会社商品取引所の発行済株式の総数等の縦覧	仕訳閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表１	615	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第96条の16	非主規制委員の名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表１	616	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第211条第3項	純資産額規制比率を記載した書面の縦覧	仕訳閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表１	617	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第240条の4第2項	商品先物取引仲介業者登録簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表１	618	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第252条	協会員名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	省令改正	完了済み	令和５年９月29日、名簿の縦覧がデジタル化可能である旨を明確化するための商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第８条を改正し、その旨を官報に掲載した。 また、事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表１	619	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第318条第3項	委託者保護基金の財務諸表等の縦覧	仕訳閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要所 見直し「可」かつ、現在Phase が２又は３の条項は、直しも要さずとも、デジタル庁利活性が確保できていると主張認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	620	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第341条第2項	第一種特定指定問屋名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表１	621	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第349条第2項	特定店頭商品デリバティブ取引業者の名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表１	622	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第68条の2第3項	会員商品取引所の決算関係書類等の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表１	623	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第57条第4項	書面の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
別表１	625	首都圏近郊緑地保全法	国土交通省 環境省	第9条第1項	管理協定の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧一共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月28日付国土局32号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	626	首都圏近郊緑地保全法	国土交通省 環境省	第12条	管理協定の変更に係る縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧一共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月28日付国土局32号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	632	地方独立行政法人法	総務省 文部科学省	第34条第3項	財務諸表等の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、「地方独立行政法人法等に基づく書類を一般の閲覧に供する方法について（通知）」を発出し、地方独立行政法人法第34条第3項の規定により、作成することとされている書類について、原則としてインターネットを利用した方法により閲覧に供する旨を明確化した。			
別表１	633	地方独立行政法人法	総務省 文部科学省	第65条第2項	資産及び負債に関する書類の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、「地方独立行政法人法等に基づく書類を一般の閲覧に供する方法について（通知）」を発出し、地方独立行政法人法第65条第2項の規定により、作成することとされている書類について、原則としてインターネットを利用した方法により閲覧に供する旨を明確化した。			
別表１	634	地方独立行政法人法	総務省 文部科学省	第110条第1項	役員会併に関する書類の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、「地方独立行政法人法等に基づく書類を一般の閲覧に供する方法について（通知）」を発出し、地方独立行政法人法第110条第1項の規定により、作成することとされている書類について、原則としてインターネットを利用した方法により閲覧に供する旨を明確化した。			
別表１	635	地方独立行政法人法	総務省 文部科学省	第111条第1項	役員会併に関する書類の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、「地方独立行政法人法等に基づく書類を一般の閲覧に供する方法について（通知）」を発出し、地方独立行政法人法第111条第1項の規定により、作成することとされている書類について、原則としてインターネットを利用した方法により閲覧に供する旨を明確化した。			
別表１	636	地方独立行政法人法	総務省 文部科学省	第114条第1項	新設会併に関する書類の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、「地方独立行政法人法等に基づく書類を一般の閲覧に供する方法について（通知）」を発出し、地方独立行政法人法第114条第1項の規定により、作成することとされている書類について、原則としてインターネットを利用した方法により閲覧に供する旨を明確化した。			
別表１	637	地方独立行政法人法施行規則	総務省 文部科学省	第11条第2項	役員会併に関する書類の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、「地方独立行政法人法等に基づく書類を一般の閲覧に供する方法について（通知）」を発出し、地方独立行政法人法施行規則第11条第2項の規定により、作成することとされている書類について、原則としてインターネットを利用した方法により閲覧に供する旨を明確化した。			
別表１	638	地方独立行政法人法施行規則	総務省 文部科学省	第13条第2項	役員会併に関する書類の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、「地方独立行政法人法等に基づく書類を一般の閲覧に供する方法について（通知）」を発出し、地方独立行政法人法施行規則第13条第2項の規定により、作成することとされている書類について、原則としてインターネットを利用した方法により閲覧に供する旨を明確化した。			
別表１	639	地方独立行政法人法施行規則	総務省 文部科学省	第15条第2項	新設会併に関する書類の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、「地方独立行政法人法等に基づく書類を一般の閲覧に供する方法について（通知）」を発出し、地方独立行政法人法施行規則第15条第2項の規定により、作成することとされている書類について、原則としてインターネットを利用した方法により閲覧に供する旨を明確化した。			
別表１	640	鉄道抵当法	法務省 国土交通省	第49条第2項	競売執行記録を閲覧できる場所の公告	仕訳閲覧	1-①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一法務省２	法律改正	未了	令和５年６月14日、利害関係人が電子データをオンラインで閲覧することができる改正法を公布済み。改正法は公布後５年以内に施行することとされており、見直しが完了する予定。	民事関係手続を全面電子化する改正法の施行のためには、最高裁判所において新たなシステム開発が必要となるため。	令和10年６月 （可能な限り早期の完了を目指す）	公布後5年以内という施行時期は、最高裁判所におけるシステム開発の見通しを踏まえて定められたものである。
別表１	645	農水産業協同組合貯金保険法	金融庁 財務省 農林水産省	第40条第3項	非団体の財務諸表等の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	農水産業協同組合貯金保険機構の内規改正（令和５年９月21日施行）により、閲覧等対象情報をHPに掲載し、インターネット利用による閲覧を可とする見直しを行った。			
別表１	650	預金保険法	金融庁 財務省	第40条第3項	財務諸表等の張え付け閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年6月、「預金保険機構会計規程及施規」の改正により、財務諸表等の閲覧について、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表２	117	公害紛争の処理手続等に関する規則	総務省	第65条第1項	委員長等の名簿の閲覧	仕訳閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	省令改正	完了済み	公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和５年公害等調整委員会規則第１号）を本年３月に制定し、同規則第11条において、公調委所管法令で閲覧・縦覧について定めたものはインターネットを利用する方法で縦覧等を行える旨を規定し、公調委HPにおいて当該条項に基づいて委員名簿を掲載した。			
別表２	161	消費の保全及び酒類業組合等に関する法律	財務省	第28条第3項	帳簿書類の閲覧請求	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	業界団体に対し、酒類業組合法に規定する書類等について、インターネット上におけるその閲覧等を可能とし、PC等の電子機器がないなどの事情がある場合については、実情に応じ揃々にデジタル技術による対応を行うことの了承を得たとて、皇下組合への周知依頼文を発出済。			
別表２	162	消費の保全及び酒類業組合等に関する法律	財務省	第40条第3項	事業報告書等の閲覧請求	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	業界団体に対し、酒類業組合法に規定する書類等について、インターネット上におけるその閲覧等を可能とし、PC等の電子機器がないなどの事情がある場合については、実情に応じ揃々にデジタル技術による対応を行うことの了承を得たとて、皇下組合への周知依頼文を発出済。			
別表２	163	消費の保全及び酒類業組合等に関する法律	財務省	第41条	会計帳簿等の閲覧請求	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	業界団体に対し、酒類業組合法に規定する書類等について、インターネット上におけるその閲覧等を可能とし、PC等の電子機器がないなどの事情がある場合については、実情に応じ揃々にデジタル技術による対応を行うことの了承を得たとて、皇下組合への周知依頼文を発出済。			
別表２	164	消費の保全及び酒類業組合等に関する法律	財務省	第58条第2項	定款、組合員名簿、議事録、事業報告書、財産目録、収支計算書、監事の意見書、会計帳簿等の閲覧請求	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	業界団体に対し、酒類業組合法に規定する書類等について、インターネット上におけるその閲覧等を可能とし、PC等の電子機器がないなどの事情がある場合については、実情に応じ揃々にデジタル技術による対応を行うことの了承を得たとて、皇下組合への周知依頼文を発出済。			
別表２	165	消費の保全及び酒類業組合等に関する法律	財務省	第83条	定款、組合員名簿、議事録、事業報告書、財産目録、収支計算書、監事の意見書、会計帳簿等の閲覧請求	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	業界団体に対し、酒類業組合法に規定する書類等について、インターネット上におけるその閲覧等を可能とし、PC等の電子機器がないなどの事情がある場合については、実情に応じ揃々にデジタル技術による対応を行うことの了承を得たとて、皇下組合への周知依頼文を発出済。			
別表２	176	私立学校法	文部科学省	第62条第3項第2号	資料の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		私立学校法の改正に伴う政令・省令の改正に係る通知とあわせて発出することを予定していたが、政令・省令が整っていないため、本件に係る事務連絡の発出も遅れている状況にある。	令和６年６月	私立学校法の改正に伴う政令・省令に係る通知が整い次第、すみやかに本件に係る事務連絡をあわせて発出する。
別表２	239	福祉の施策及び効果の実施等の報告に係る説明等に関する省令	厚生労働省 こども家庭庁	第8条第3項	調査の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年７月３日、「福祉の施策及び効果の実施等の報告に係る説明等に関する省令第８条第１項の規定により行政庁が作成する調査の閲覧に係る手続について」（令和５年７月３日付事務連絡）の発出により、本規定に基づく調査の閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。			
別表２	243	農業保険法	農林水産省	第52条第2項	定款等の備付け閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年７月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）等に基づく住民閲覧規制の見直しについて」（令和５年７月３日付５経営第934号）の発出により、定款等の閲覧について、ホームページ掲載等のデジタル的手法を活用する旨を明示した。			
別表２	244	農業保険法	農林水産省	第53条第2項	決算関係書類の備付け閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年７月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）等に基づく住民閲覧規制の見直しについて」（令和５年７月３日付５経営第934号）の発出により、定款等の閲覧について、ホームページ掲載等のデジタル的手法を活用する旨を明示した。			
別表２	247	農業協同組合法施行規則	農林水産省	第206条第1項	書類の縦覧	仕訳閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		本条項については、銀行法施行規則第19条の４第１項（新規の401番）にならい、同様の規制を課しているものである。制度の並びの観点から、見直しの内容・規定ぶりや施行時期が異なることは、規制を受ける業界間で必要となる対応を考えても不適当であることから、銀行業と同時期の見直しとする必要がある。	令和６年３月	左記の理由により、 銀行法施行規則第19条の４第１項（新規の401番）と同様の見直し時期とすることが適当であるため。
別表２	258	宅地建物取引業法	国土交通省	第17条の11第2項	財務諸表等の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、宅地建物取引業法第17条の11第２項に基づく財務諸表等の閲覧について、利害関係人から求めがあった場合には、電子メール等のインターネットを活用した手段によることを基本とすることを定める通知「宅地建物取引業法等に基づく財務諸表等の閲覧について」（令和５年9月29日付国不動産66号）を発出した。			
別表２	260	宅地建物取引業法施行規則	国土交通省	第13条の25第2項	登録実務講習実施機関の財務諸表等の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、宅地建物取引業法施行規則第13条の25第２項に基づく財務諸表等の閲覧について、利害関係人から求めがあった場合には、電子メール等のインターネットを活用した手段によることを基本とすることを定める通知「宅地建物取引業法等に基づく財務諸表等の閲覧について」（令和５年9月29日付国不動産66号）を発出した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phase が２以３の条項は、直しも要さずとも、デジタル庁担当性が確保できていると整理済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	262	都市計画法	国土交通省	第17条第1項	都市計画の案の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧一共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年７月、「都市計画運用指針の改正について」（令和５年７月11日付国都計第57号）の発出により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４の規定に基づく技術的助言である都市計画運用指針において、当該閲覧については、書面を役所等に備え付ける方法により行う代わりに、原則としてインターネットに情報を掲載し、オンライン上で閲覧可能な状態とすべき旨を周知した。			
別表２	263	都市計画法	国土交通省	第47条第5項	開発登録簿の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧一共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、「都市計画法の一部改正に伴う開発許可制度運用指針の改正について」（令和５年５月26日付国都計第30号）の発出により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４の規定に基づく技術的助言である開発許可制度運用指針において、当該閲覧については、オンライン上における閲覧も可能とする旨を周知した。			
別表２	268	建築士法	国土交通省	第24条の6	建築士事務所における書類の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一国土交通省５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年７月、「標識の掲示及び書類の閲覧について（技術的助言）（令和５年７月３日付国住指第147号）」の発出により、求めに応じてメール等での提供を行うよう見直しを行った。			
別表２	274	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行規則	国土交通省	第3条	航空機騒音対策基本方針の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5月9月28日、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行規則第3条に基づく「航空機騒音対策基本方針の案」の縦覧方法について（令和５年９月２８日付事務連絡）を発出により、縦覧方法についてデジタル完結を原則とすることを明確化した。			
別表２	285	株式会社商工組合中央金庫法	金融庁 財務省 経済産業省	第60条の5第3項	代行兼者登録簿の縦覧	仕訳閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	各所管省庁のHPに掲載 中小企業庁： https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shokochukin/demshi_kessai_daikou.html 金融庁： https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shinkindendai.pdf 財務省： https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/fiscal_finance/torikumi/index.html			
別表２	287	株式会社商工組合中央金庫法	金融庁 財務省 経済産業省	第60条の32第3項	電子決済等代行兼者に係る名簿の縦覧	仕訳閲覧	1-②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	各所管省庁のHPに掲載 中小企業庁： https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shokochukin/demshi_kessai_daikou.html 金融庁： https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shinkindendai.pdf 財務省： https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/fiscal_finance/torikumi/index.html			
別表２	292	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	金融庁 農林水産省	第50条の31の26	名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月22日に、水産業協同組合法に基づく電子決済等代行兼者を含む電子決済等代行兼者一覧が信用事業命令第50条の31の26に基づく名簿である旨を明記し、農林水産省HPから当該名簿に接続できるリンクを公表した。 https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/gyokyou_jusren.html			
別表２	306	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則	金融庁 財務省 経済産業省	第89条の30	名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	各所管省庁のHPに掲載 中小企業庁： https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shokochukin/demshi_kessai_daikou.html 金融庁： https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shinkindendai.pdf 財務省： https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/fiscal_finance/torikumi/index.html			
別表２	328	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	金融庁 農林水産省	第57条の31の26	名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月14日に、農業協同組合法に基づく電子決済等代行兼者を含む電子決済等代行兼者一覧が信用事業命令第57条の31の26に基づく名簿である旨を明記し、農林水産省HPから当該名簿に接続できるリンクを公表した。			
別表２	332	農業信用保証保険法	金融庁 財務省 農林水産省	第41条第3項	定款、業務方法書、規約、会員名簿及び総会の議事録の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		本条項については、信用保証協会法第15条第２項（別表１の628章）と、制度の並びの観点から、見直しの内容・規定ぶりや施行時期が異なることは、規制を受ける制度運用側で必要となる対応を考えても不適当であることから、信用保証協会と同時期の見直しとする必要がある。	令和６年３月	女妃の理由により、 信用保証協会法第15条第２項（別表１の628章）と同様の見直し時期とすることが適当であるため。
別表２	333	農業信用保証保険法	金融庁 財務省 農林水産省	第42条第2項	事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		本条項については、信用保証協会法第17条第２項（別表１の629章）にならい、同様の規制を課しているものである。制度の並びの観点から、見直しの内容・規定ぶりや施行時期が異なることは、規制を受ける制度運用側で必要となる対応を考えても不適当であることから、信用保証協会と同時期の見直しとする必要がある。	令和６年３月	女妃の理由により、 信用保証協会法第17条第２項（別表１の629章）と同様の見直し時期とすることが適当であるため。
別表２	343	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第147条の16の17	名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月14日に、農林中央金庫法に基づく電子決済等代行兼者を含む電子決済等代行兼者一覧が農林中央金庫法施行規則第147条の16の17に基づく名簿である旨を明記し、農林水産省HPから当該名簿に接続できるリンクを公表した。			
別表２	344	農林中央金庫法施行規則	農林水産省 金融庁	第147条の16の21	登録簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		本条項については、銀行法施行規則第34条の64の５（新規の358章）にならい、同様の規制を課しているものである。制度の並びの観点から、見直しの内容・規定ぶりや施行時期が異なることは、規制を受ける兼業側で必要となる対応を考えても不適当であることから、銀行兼と同時期の見直しとする必要がある。	令和６年３月	女妃の理由により、 銀行法施行規則第34条の64の５（新規の358）と同様の見直し時期とすることが適当であるため。
別表２	351	不動産特定共同事業法施行規則	金融庁 国土交通省	第30条第2項	登録証明事業の財務諸表等の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、登録証明事業実施機関に対して「不動産特定共同事業法施行規則に基づく財務諸表等の閲覧について」（令和５年９月29日付国不動投第231号）を発出し、登録証明事業実施機関の財務諸表の閲覧についてデジタル原則に適合する手段にすることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	105	電気通信事業法施行規則	総務省	第64条第3項	調査の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		当初は通達等の発出による対応を検討していたが、アナログ規制の見直しの実効性を高めるため、閲覧主体である国民に対し明確かつ確実にする示す観点から省令改正を行うこととした。その際、当該業務を規定する省令の他の規定の改正も一体的に行うこととしたため。	令和５年12月	義見募集終了（11月24日）後速やかに制定手続を進め、令和５年12月中には公布・施行予定。
新規	159	会社法	法務省	第886条第1項	事件に関する文書の閲覧	仕訳閲覧	1-①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一法務２	法律改正	未了	令和５年６月14日、判例開示が電子データをオンラインで閲覧することができる改正法を公布済み。改正法は公布後5年以内に施行することとされており、見直しが完了する予定。	民事開示手続を全面電子化する改正法の施行のためには、裏高裁判所において新たなシステム開発が必要となるため。	令和10年６月 （可能な限り早期の完了を目指す）	公布後5年以内という施行時期は、最高裁判所におけるシステム開発の見通しを踏まえて定められたものである。
新規	160	会社法	法務省	第906条第1項	報告又は計算に関する資料の閲覧	仕訳閲覧	1-②	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一法務２	法律改正	未了	令和５年６月14日、判例開示が電子データをオンラインで閲覧することができる改正法を公布済み。改正法は公布後5年以内に施行することとされており、見直しが完了する予定。	民事開示手続を全面電子化する改正法の施行のためには、裏高裁判所において新たなシステム開発が必要となるため。	令和10年６月 （可能な限り早期の完了を目指す）	公布後5年以内という施行時期は、最高裁判所におけるシステム開発の見通しを踏まえて定められたものである。
新規	161	会社法	法務省	第906条第4項	報告又は計算に関する資料の閲覧	仕訳閲覧	1-②	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一法務２	法律改正	未了	令和５年６月14日、判例開示が電子データをオンラインで閲覧することができる改正法を公布済み。改正法は公布後5年以内に施行することとされており、見直しが完了する予定。	民事開示手続を全面電子化する改正法の施行のためには、裏高裁判所において新たなシステム開発が必要となるため。	令和10年６月 （可能な限り早期の完了を目指す）	公布後5年以内という施行時期は、最高裁判所におけるシステム開発の見通しを踏まえて定められたものである。
新規	232	都医研法施行規則	農林水産省	第9条の7第4項	調査及び報告書の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
新規	238	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省	第21条第3項	外国特定飼料等製造業者登録簿の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
新規	239	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省	第29条第3項	指定定飼料製造業者登録簿の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
新規	240	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省	第30条第3項	外国指定定飼料製造業者登録簿の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
新規	241	動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第58条第1項	治験に関する記録の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
新規	242	動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第2項	治験に関する記録の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
新規	243	動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第58条第1項	治験に関する記録の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
新規	244	動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第58条第1項	治験に関する記録の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により、閲覧・縦覧、その請求等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化した。			
新規	261	葬祭法	国土交通省	第37条第1項	管理協定の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国国広第32号/国都本生第24号/国都公第359号）の発出により、当該縦覧等については、物理的な方法による縦覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電子的な方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
新規	263	高速自動車国道法	国土交通省	第7条第1項	高速自動車国道の区域の決定の場合の図面の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一国土交通省５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日程、定期検査・点検、書面閲示及び仮閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う高速自動車国道の区域の決定の場合の図面の縦覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
新規	264	高速自動車国道法	国土交通省	第7条第2項	高速自動車国道の供用の開始又は廃止の場合の図面の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一国土交通省５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日程、定期検査・点検、書面閲示及び仮閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う高速自動車国道の供用の開始又は廃止の場合の図面の縦覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
新規	265	高速自動車国道法施行令	国土交通省	第3条1項	高速自動車国道の区域の決定、変更の際の公示	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一国土交通省５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日程、定期検査・点検、書面閲示及び仮閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う高速自動車国道の区域の決定、変更の際の公示については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phase が2または3の条項は、見直しを要さずとも デジタル化 利用性向上 環境 できていると 主張 記述	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	266	高速自動車国道法施行令	国土交通省	第3条2項	高速自動車国道の区域の決定、変更の際の図面の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧－国土交通省５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日程、定期検査・点検、書面閲示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う高速自動車国道の区域の決定、変更の際の図面の縦覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
新規	267	高速自動車国道法施行令	国土交通省	第4条第1項	高速自動車国道の供用の開始又は廃止の公示	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧－国土交通省５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日程、定期検査・点検、書面閲示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う高速自動車国道の供用の開始又は廃止の公示については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
新規	268	高速自動車国道法施行令	国土交通省	第4条第2項	高速自動車国道の供用の開始又は廃止の際の図面の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧－国土交通省５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日程、定期検査・点検、書面閲示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道安第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う高速自動車国道の供用の開始又は廃止の際の図面の縦覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
新規	269	港湾法	国土交通省	第50条の19第4項	京浜港国際旅客船受入促進協定において定めた事項の変更の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和5年9月29日付国政第３４号、国港規第５３号、国港産第７４号、国港技第６３号）の発出により、この規定に基づく「閲覧」について、既に特定港湾情報提供熱設協定の写しを港湾管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するものとされているが、より容易に情報を把握することができるよう、原則として、港湾管理者の所有するウェブサイトへの掲載等のデジタル技術を活用した方法でも行う旨を明示した。			
新規	285	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	国土交通省	第12条（同法第13条において準用する場合を含む）	管理協定の公告等	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧－共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月28日付国国広第32号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	286	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	国土交通省	第13条	管理協定の変更の公告等	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧－共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月28日付国国広第32号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	292	首都圏近郊緑地保全法	国土交通省	第11条（同法第12条において準用する場合を含む）	管理協定の公告等	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧－共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月28日付国国広第32号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	293	首都圏近郊緑地保全法	国土交通省	第12条	管理協定の変更の公告等	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧－共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年9月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用 について（通知）」（令和5年9月28日付国国広第32号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	298	水防法施行規則	国土交通省	第6条	雨水出水浸水想定区域等の公示	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	浸水想定区域図に避難所等の情報を追加した情報となるハザードマップについては、「水害ハザードマップ作成の手引き」において、インターネットによる公表を基本とする旨の記載があり、見直後Phase3の運用を確認。			
新規	299	水防法施行規則	国土交通省	第9条	高潮浸水想定区域等の公表	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	浸水想定区域図に避難所等の情報を追加した情報となるハザードマップについては、「水害ハザードマップ作成の手引き」において、インターネットによる公表を基本とする旨の記載があり、見直後Phase3の運用を確認。			
新規	306	津波防災地域づくりに関する法律	国土交通省	第36条	台帳の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「津波防災地域づくりに関する法律等に規定する仕訳閲覧・縦覧規制等の見直しについて（通知）」（令和５年９月29日付事務連絡・令和５年10月26日付事務連絡）の発出により、閲覧等の規定について、インターネット利用を基本とすることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	308	都市計画法	国土交通省	第75の2第2項	都市施設等整備協定の写しの縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年７月、「都市計画運用指針の改正について」（令和５年７月11日付国都計第57号）の発出により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４の規定に基づく技術的助言である都市計画運用指針において、当該閲覧については、書面を役所等に備え付ける方法により引き代わりに、原則としてインターネットに情報を掲載し、オンラインとで閲覧可能な状態とすべき旨を明示した。			
新規	309	都市計画法施行規則	国土交通省	第19条の10第2項	財務諸表等の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧縦覧－共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、「登録諮詢機関における デジタル技術の活用について（通知）」（令和５年５月26日付国都計第３２号）の発出により、当該閲覧については、請求受講者等が、電磁的記録の閲覧等を請求することができるよう、財務諸表等を電磁的記録で作成していただくよう、対応を依頼した。			
新規	311	都市再生特別措置法	国土交通省	第45条の4第2項（同法第45条の13第3項、第45条の14第3項、第45条の21第3項において準用する場合を含む。）	認可に係る都市再生歩行者経路協定の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国国広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
新規	312	都市再生特別措置法	国土交通省	第45条の13第3項	認可に係る都市再生歩行者道路協定の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国国広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
新規	313	都市再生特別措置法	国土交通省	第45条の14第3項	認可に係る都市再生歩行者道路施設協定の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国国広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
新規	314	都市再生特別措置法	国土交通省	第45条の21第3項	認可に係る都市再生歩行者歩道用電気等供給施設協定の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国国広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
新規	315	都市再生特別措置法	国土交通省	第45条の18	管理協定の締結に係る縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国国広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
新規	316	都市再生特別措置法	国土交通省	第46条第15項	緑化快適性等向上公園施設の設置管理に係る縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月28日付国国広第32号/国都まち第24号/国都公景第59号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とするなどの対応を依頼した。			
新規	322	道路運送車両法施行規則	国土交通省	第62条の2の21	登録情報提供機関登録簿の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	国土交通省データカタログにおいてすでに公表している登録簿について、当該登録者が道路運送車両法施行規則第62条の２の21の規定に基づく登録である旨を、令和５年９月26日に明記した。			
新規	340	商品投資に係る事業の規制に関する法律	農林水産省 経済産業省	第23条	商品投資顧問業者の業務関係書類を、営業所ごとに備え置き閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ayoutori/dealing/houre i.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	345	農林中央金庫法	金融庁 農林水産省	第95条の8	紛争解決機関による農林中央金庫の名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		本条項については、銀行法第52条の76（新規の30番）にならい、同様の規制を課しているものである。制度の並びの観点から、見直しの内容・規定ぶりや施行時期が異なることは、規制を受ける業界間で必要となる対応を考えても不適当であることから、銀行業と同時期の見直しとする必要がある。	令和６年３月	左記の理由により、 銀行法第52条の76（新規の30番）と同様の見直し時期とすることが適当であるため。
新規	357	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第89条の12	労働金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、金融庁ホームページの俵問金庫電子決済等代行業者等届出一覧（URL： https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shinkindendai.pdf ） において、根拠規定を明記した。 また令和５年９月、厚生労働省ホームページにおいても、電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧が可能となった。 （掲載リンク： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/kinroushu02/index.html）			
新規	361	信用金庫法施行規則	金融庁	第99条の16	信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧 （縦覧場所への往訪が必要）	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、金融庁ホームページの俵問金庫電子決済等代行業者等届出一覧（URL： https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shinkindendai.pdf ） において、根拠規定を明記した。			
新規	364	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第110条の16	信用協同組合電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧 （縦覧場所への往訪が必要）	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、金融庁ホームページの俵問金庫電子決済等代行業者等届出一覧（URL： https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shinkindendai.pdf ） において、根拠規定を明記した。			
新規	367	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第82条の16	労働金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧 （縦覧場所への往訪が必要）	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、金融庁ホームページの俵問金庫電子決済等代行業者等届出一覧（URL： https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shinkindendai.pdf ） において、根拠規定を明記した。 また令和５年９月、厚生労働省ホームページにおいても、電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧が可能となった。 （掲載リンク： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/kinroushu02/index.html）			
新規	387	津波防災地域づくりに関する法律	国土交通省	第63条第1項	管理協定の縦覧等	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「津波防災地域づくりに関する法律等に規定する仕訳閲覧・縦覧規制等の見直しについて（通知）」（令和５年９月29日付事務連絡・令和５年10月26日付事務連絡）の発出により、閲覧等の規定について、インターネット利用を基本とすることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	388	津波防災地域づくりに関する法律	国土交通省	第65条	管理協定の公告等	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧縦覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「津波防災地域づくりに関する法律等に規定する仕訳閲覧・縦覧規制等の見直しについて（通知）」（令和５年９月29日付事務連絡・令和５年10月26日付事務連絡）の発出により、閲覧等の規定について、インターネット利用を基本とすることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phaseが②又は③の条項は、直しも要さずとも、デジタル化対応性が確保できていると推測される	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	394	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第18条第2項	住宅性能評価機関の財務諸表の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「建築関係法令に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について（通知）」（令和５年９月29日付国住指第192号、国住指第233号、国住参建第219号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	395	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第25条第2項	登録講習機関の財務諸表の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「建築関係法令に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について（通知）」（令和５年９月29日付国住指第192号、国住指第233号、国住参建第219号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	396	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第44条第3項	住宅型式性能認定等関の財務諸表の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「建築関係法令に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について（通知）」（令和５年９月29日付国住指第192号、国住指第233号、国住参建第219号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	397	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第61条第3項	登録試験機関の財務諸表の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「建築関係法令に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について（通知）」（令和５年９月29日付国住指第192号、国住指第233号、国住参建第219号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	398	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	国土交通省	第49条第2項	適合性判定機関の財務諸表の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「建築関係法令に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について（通知）」（令和５年９月29日付国住指第192号、国住指第233号、国住参建第219号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	399	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	第54条第2項	省エネ判定機関の財務諸表の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「建築関係法令に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について（通知）」（令和５年９月29日付国住指第192号、国住指第233号、国住参建第219号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	400	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	第61条第2項	省エネ評価機関の財務諸表の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「建築関係法令に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について（通知）」（令和５年９月29日付国住指第192号、国住指第233号、国住参建第219号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	417	信用金庫法	金融庁	第85条の11	信用金庫電子決済等代行業者等と電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、金融庁ホームページの信用金庫電子決済等代行業者等届出一覧（URL：https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shinkindendai.pdf）において、掲載規定を明記した。			
新規	419	道路法	国土交通省	第48条の29の6第１項、第３項	災害応急対策施設管理協定の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日程、定期検査・点検、書面閲示及び仕訳閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日付国道治第353号、国道計第22号、国道交第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う協定の閲覧については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
新規	423	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第93条第3項	書面の閲覧（第57条の準用）	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	424	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第96条の14第2項	自主規制委員会の議事録の閲覧	仕訳閲覧	2-4①	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	425	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第96条の14第3項	自主規制委員会の議事録の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	426	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第123条第2項	会員商品取引所の組織変更計画に関する書面等の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	427	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第125条第2項	組織変更後株式会社商品取引所による組織変更手続の経過等の書面の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	428	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第144条第2項	協同組合連合会商品取引所に関する書面の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	429	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第144条の２第7項	協同組合連合会商品取引所に関する書面の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	430	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第144条の３第2項	新設合併消滅会員商品取引所に関する書面の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	431	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第144条の４第5項	新設合併設立会員商品取引所に関する書面の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	432	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第144条の５第2項	協同合併契約に関する書面の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	433	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第144条の12第3項	協同合併等に関する書面の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	434	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第144条の13第2項	新設合併契約に関する書面の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧－共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和５年９月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「可」かつ、現在Phaseが2または3の条項は、見直し を要さずとも デジタル・ガバナンス・改革合性が確保できていると 主張要求	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	435	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第144条の21第3項	新設合併契約に関する書面の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	436	商品先物取引法	経済産業省 農林水産省	第302条第3項	委託者保護基金への資料の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	437	商品投資に係る事業の規制に関する法律	経済産業省 農林水産省	第24条第1項	商品投資顧問契約に係る顧客の財産に関する帳簿書類の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和５年度４月～９月	閲覧規制一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、仕訳閲覧・縦覧規制関係の手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syouton/dealing/houre.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			

FD等の記録媒体を指定する規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

No	法令名	所管省庁	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	見直し要否 ※見直し「否」かつ、「オンライン手続等の規定の整備」に「●」のあるものは、既にオンライ	見直し方針		見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容
							オンライン手続等の規定の整備	具体の記録媒体規定の見直し					
224	特定商取引に関する法律施行規則	消費者庁	第14条第1項第2号	申請・交付等（民間手続）	記録媒体	要	●	○	令和５年中	記録媒体ー共通	法令改正	完了済み	令和５年２月、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和５年内閣府・経済産業省令第２号）において、旧第14条第１項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」を「電磁的記録媒体」とするとともに同号を第39条第１項第２号とする改正をし、その旨を官報に掲載した。
235	預託等取引に関する法律施行規則	消費者庁	第5条第3項	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	要	●	○	令和５年中	記録媒体ー共通	法令改正	完了済み	令和５年２月、預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和５年内閣府令第13号）において、旧第５条第３項「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第七条第一項第三号ロにおいて「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録に係る記録媒体」とするとともに同号を第11条第３項とする改正をし、その旨を官報に掲載した。